

第4回渋川地区市町村任意合併協議会

協議項目参考資料

「調整調書」

目次

議案第13号	協議項目7「地方税の取扱いに関する事	1
議案第14号	協議項目8「一般職の職員の身分の取扱いに関する事	12
議案第15号	協議項目15「特別職等の身分の取扱いに関する事	15
議案第16号	協議項目17「使用料、手数料の取扱いに関する事	27
議案第17号	協議項目18「公共的団体等の取扱いに関する事	50
議案第18号	協議項目19「補助金、交付金の取扱いに関する事	54
議案第19号	協議項目20「付属機関等の取扱いに関する事	65

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	個人市民税																
調整方針	1 個人市民税の均等割額は、地方税法の規定による標準税率(年額2,500円)を採用する。 2 個人市民税の所得割額は、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。 3 個人市民税の納期は、地方税法の定めるところにより調整を図る。																			
現況			調整理由・課題																	
1 税率・納期等			【調整理由】																	
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	・均等割額は、地方税法の規定で市町村の人口規模で定められていることから、規定による標準税率(年額2,500円)とする。 ・所得割額は、6市町村とも標準税率を採用し、相違がないため現行のとおりとする。 ・納期は、4市町村において財政運営上、最終納期を12月に早めているが、住民生活への影響を考慮し、地方税法の定めるところにより検討、調整を図るものとする。 なお、均等割額については、今期通常国会において人口規模とは無関係に3,000円となる税制改正が予定されている。													
1 納税義務者	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・村内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、村内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 均等割														
2 均等割	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円	税率 2,000円 非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数×280,000円+192,000円														
3 所得割	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%	税率 200万円以下 3% 700万円以下 8% 700万円超 10%														
4 納期	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・1月)	4期(6・8・10・1月)	4期(6・8・10・12月)	4期(6・8・10・12月)														
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (個人の均等割の税率) 第310条 第294条第1項第1号(市町村内に住所を有する個人)又は第2号(市町村内に事務所事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者)の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の左欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>市町村</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>人口50万以上の市</td> <td>年額3,000円</td> </tr> <tr> <td>人口5万以上50万未満の市</td> <td>年額2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記の市以外の市並びに町</td> <td>年額2,000円</td> </tr> </table> <p>2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の配置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところ(最近の国勢調査人口)によって計算したものである。</p> <p>(所得割の税率) 第314条の3(要約) 所得割の標準税率は、次の表による。 ただし、700万円超の区分は、地方税法附則第40条第5項により、平成11年度以降については、「12%」を「10%」とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円以下</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>12%</td> </tr> </table> <p>(普通徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第320条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中(中略)において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>(特別徴収に係る個人の市町村民税の納期) 第321条の5(要約) 前条の特別徴収義務者は、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。 ・納期特例事業所は年2回納付</p>							市町村	税率	人口50万以上の市	年額3,000円	人口5万以上50万未満の市	年額2,500円	上記の市以外の市並びに町	年額2,000円	200万円以下	3%	200万円超700万円以下	8%	700万円超	12%
市町村	税率																			
人口50万以上の市	年額3,000円																			
人口5万以上50万未満の市	年額2,500円																			
上記の市以外の市並びに町	年額2,000円																			
200万円以下	3%																			
200万円超700万円以下	8%																			
700万円超	12%																			

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	個人市民税			
現況					調整理由・課題		
2 先進地事例							
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市			
個人市民税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		個人市民税については、現行のとおりとする。ただし、地方税法の規定により個人市民税均等割は、年額3,000円となる。		個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。個人市民税の納期は、地方税法の定める納期による。			
宗 像 市		北 上 市		あきる野市			
個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。		標準税率を採用する。個人均等割は、合併後4年間現行の税率とする。		標準税率を採用する。個人均等割は合併後2年間現行の税率とする。			
3 財政影響額							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
均等割調定額(2,000円)	35,296千円	3,201千円	1,452千円	8,483千円	8,208千円	6,826千円	63,466千円
均等割(2,500円)	44,120千円	4,001千円	1,815千円	10,603千円	10,260千円	8,532千円	79,331千円
増減	8,824千円	800千円	363千円	2,120千円	2,052千円	1,706千円	15,865千円
均等割(3,000円)	52,944千円	4,801千円	2,178千円	12,723千円	12,312千円	10,238千円	95,196千円
増減	17,648千円	1,600千円	726千円	4,240千円	4,104千円	3,412千円	31,730千円

(均等割調定額：平成14年度決算統計より)

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	法人市民税																																																																									
調整方針	法人市民税の均等割及び法人税割の税率は、渋川市及び子持村の例による。 ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。																																																																												
現況			調整理由・課題																																																																										
1 納税義務者及び税率等																																																																													
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・均等割は、小野上村、赤城村及び北橋村で標準税率を採用し、渋川市、伊香保町及び子持村で制限税率を採用している。また、法人税割は、赤城村、北橋村で標準税率を採用し、伊香保町、小野上村では標準税率を超えた税率を、渋川市、子持村では制限税率となっている。 調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、均等割、法人税割ともに、渋川市、子持村の例による制限税率を採用する。 ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。																																																																						
1 納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・町内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・町内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、町内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く。) 均等割																																																																							
2 均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号</td> <td>資本金50億 超</td> <td>360万円</td> <td>360万円</td> <td>300万円</td> <td>360万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>" 10億以上 50億以下(従業員50人超)</td> <td>210万円</td> <td>210万円</td> <td>175万円</td> <td>210万円</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>" 10億 超 (従業員50人以下)</td> <td>49.2万円</td> <td>49.2万円</td> <td>41万円</td> <td>49.2万円</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>" 1億 超 10億以下(従業員50人超)</td> <td>48万円</td> <td>48万円</td> <td>40万円</td> <td>48万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>" 1億 超 10億以下(従業員50人以下)</td> <td>19.2万円</td> <td>19.2万円</td> <td>16万円</td> <td>19.2万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>" 1千万 超 1億以下(従業員50人超)</td> <td>18万円</td> <td>18万円</td> <td>15万円</td> <td>18万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>" 1千万 超 1億以下(従業員50人以下)</td> <td>15.6万円</td> <td>15.6万円</td> <td>13万円</td> <td>15.6万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>8号</td> <td>1千万以下(従業員50人超)</td> <td>14.4万円</td> <td>14.4万円</td> <td>12万円</td> <td>14.4万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>9号</td> <td>上記以外の法人</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> <td>5万円</td> <td>6万円</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>								渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1号	資本金50億 超	360万円	360万円	300万円	360万円	300万円	2号	" 10億以上 50億以下(従業員50人超)	210万円	210万円	175万円	210万円	175万円	3号	" 10億 超 (従業員50人以下)	49.2万円	49.2万円	41万円	49.2万円	41万円	4号	" 1億 超 10億以下(従業員50人超)	48万円	48万円	40万円	48万円	40万円	5号	" 1億 超 10億以下(従業員50人以下)	19.2万円	19.2万円	16万円	19.2万円	16万円	6号	" 1千万 超 1億以下(従業員50人超)	18万円	18万円	15万円	18万円	15万円	7号	" 1千万 超 1億以下(従業員50人以下)	15.6万円	15.6万円	13万円	15.6万円	13万円	8号	1千万以下(従業員50人超)	14.4万円	14.4万円	12万円	14.4万円	12万円	9号	上記以外の法人	6万円	6万円	5万円	6万円	5万円
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																																																							
1号	資本金50億 超	360万円	360万円	300万円	360万円	300万円																																																																							
2号	" 10億以上 50億以下(従業員50人超)	210万円	210万円	175万円	210万円	175万円																																																																							
3号	" 10億 超 (従業員50人以下)	49.2万円	49.2万円	41万円	49.2万円	41万円																																																																							
4号	" 1億 超 10億以下(従業員50人超)	48万円	48万円	40万円	48万円	40万円																																																																							
5号	" 1億 超 10億以下(従業員50人以下)	19.2万円	19.2万円	16万円	19.2万円	16万円																																																																							
6号	" 1千万 超 1億以下(従業員50人超)	18万円	18万円	15万円	18万円	15万円																																																																							
7号	" 1千万 超 1億以下(従業員50人以下)	15.6万円	15.6万円	13万円	15.6万円	13万円																																																																							
8号	1千万以下(従業員50人超)	14.4万円	14.4万円	12万円	14.4万円	12万円																																																																							
9号	上記以外の法人	6万円	6万円	5万円	6万円	5万円																																																																							
3 法人税割	14.7%	14.0%	14.5%	14.7%	12.3%	12.3%																																																																							
4 徴収方法	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付	申告納付																																																																							
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (法人等の均等割の税率) 第312条(要約) 均等割の標準税率は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号法人</td> <td>300万円</td> <td>6号法人</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2号法人</td> <td>175万円</td> <td>7号法人</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>3号法人</td> <td>41万円</td> <td>8号法人</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>4号法人</td> <td>40万円</td> <td>9号法人</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>5号法人</td> <td>16万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> <p>(法人税割の税率) 第314条の6 法人税割の標準税率は、12.3%とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、14.7%を超えることができない。 2 省略</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>							区分	税率	区分	税率	1号法人	300万円	6号法人	15万円	2号法人	175万円	7号法人	13万円	3号法人	41万円	8号法人	12万円	4号法人	40万円	9号法人	5万円	5号法人	16万円																																																	
区分	税率	区分	税率																																																																										
1号法人	300万円	6号法人	15万円																																																																										
2号法人	175万円	7号法人	13万円																																																																										
3号法人	41万円	8号法人	12万円																																																																										
4号法人	40万円	9号法人	5万円																																																																										
5号法人	16万円																																																																												

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	法人市民税				
現況				調整理由・課題				
2 先進地事例								
西 東 京 市		さいたま市		あきる野市				
法人市民税の法人税割については、田無市の例により調整する。(税率の低い方)		法人市民税については、現行のとおりとする。		制限税率を一部標準税率を採用する。合併する年度は、現行の税率を採用する。				
宗 像 市		北 上 市		山 県 市				
法人市民税法人税割は、宗像市の例による。(制限税率14.7%) ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。		2年間は制限税率を採用し、3年度目からは標準税率とする。和賀町、江釣子村は合併後2年間現行の税率を採用する。		市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。				
3 財政影響額								
細 項 目		渋 川 市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北 橋 村	合 計
H14調定額	均等割	193,826千円	15,258千円	4,071千円	22,149千円	20,393千円	13,413千円	269,110千円
	税 割	461,485千円	19,999千円	2,664千円	40,942千円	32,226千円	54,161千円	611,477千円
標準税率を採用した場合		107,650千円	4,972千円	405千円	10,377千円	0千円	0千円	123,404千円
渋川市の例による場合		0千円	999千円	850千円	0千円	10,366千円	13,250千円	25,465千円
							(調定額：平成14年度決算統計より)	

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	固定資産税																																					
調整方針	1 税率については、伊香保町の例による。 2 納期については、地方税法の定めるところにより調整を図る。																																								
現 況				調整理由・課題																																					
1 税率及び納期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> <td>固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td>1.4%</td> <td>1.4% (不均一課税 0.84%)</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>3 課税標準</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> <td>固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)</td> </tr> <tr> <td>4 納期</td> <td>4期(4・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・11・1月)</td> <td>4期(5・7・12・2月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> <td>4期(5・7・9・11月)</td> </tr> </tbody> </table>							渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	2 税率	1.4%	1.4% (不均一課税 0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	3 課税標準	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	4 納期	4期(4・7・9・11月)	4期(5・7・11・1月)	4期(5・7・12・2月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																			
1 納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者																																			
2 税率	1.4%	1.4% (不均一課税 0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%																																			
3 課税標準	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)	固定資産税の基準年度価格(土地、家屋、償却資産)																																			
4 納期	4期(4・7・9・11月)	4期(5・7・11・1月)	4期(5・7・12・2月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)	4期(5・7・9・11月)																																			
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (固定資産税の税率) 第350条 固定資産税の標準税率は、1.4%とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、2.1%を超えることができない。 2 省略</p> <p>(固定資産税の納期) 第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 省略</p>				<p>(公益等による課税免除及び不均一課税) 第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。 2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。</p> <p>伊香保町税条例(抜粋) (固定資産税の税率) 第62条第2項 国際観光ホテル整備法の規定による登録ホテル業若しくは登録旅館業の用に供する建物であつて同法施行後登録ホテル等の用に供するために建築(増改築を含む。)された建物の登録部分に対して課する固定資産の税率は、当該建物が登録された後、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度に限り0.84%とする。</p>		<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率は、伊香保町における不均一課税以外、6市町村とも標準税率を採用している。合併後においても観光産業の振興を図るため、伊香保町における不均一課税を全市域に採用する。 ・納期は、財政運営上、小野上村以外の5市町村で第3期及び最終納期を繰り上げているが、住民生活への影響を考慮し、地方税法の定めるところにより検討、調整を図るものとする。 																																			
2 先進地事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>西 東 京 市</th> <th>さいたま市</th> <th>さぬき市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)</td> <td>固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。</td> <td>固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。</td> </tr> <tr> <th>宗 像 市</th> <th>東 かがわ市</th> <th>山 県 市</th> </tr> <tr> <td>固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。</td> <td>3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。</td> <td>固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)</td> </tr> </tbody> </table>						西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。	固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。	宗 像 市	東 かがわ市	山 県 市	固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)																							
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市																																							
固定資産税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の遅い方)	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、5・7・12・2月で調整を図る。	固定資産税の納期は、地方税法の定める納期による。																																							
宗 像 市	東 かがわ市	山 県 市																																							
固定資産税土地評価方式及び宅地比準の評価割合については宗像市の例により調整する。ただし合併後次の評価替えまでは、現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。(地方税法の定める納期)																																							
3 財政影響額	なし																																								

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	軽自動車税																																			
調整方針	1 税率については、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例による。 2 納期については、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例による。																																						
現況				調整理由・課題																																			
1 税率及び納期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車の所有者又は使用者</td> <td>軽自動車等の所有者又は使用者</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> <td> 原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 </td> </tr> <tr> <td>3 納税通知書発送日</td> <td>5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封</td> <td>4月15日</td> <td>5月連休明け</td> <td>5月9日 県外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)</td> <td>5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封</td> <td>5月13日</td> </tr> <tr> <td>4 納期期限</td> <td>5月31日</td> <td>4月30日</td> <td>5月25日</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> <td>5月31日</td> </tr> </tbody> </table>					渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	2 税率	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	3 納税通知書発送日	5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	4月15日	5月連休明け	5月9日 県外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)	5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	5月13日	4 納期期限	5月31日	4月30日	5月25日	5月31日	5月31日	5月31日
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																																	
1 納税義務者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車の所有者又は使用者	軽自動車等の所有者又は使用者																																	
2 税率	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円	原動機付自転車 50 CC 以下 1,000円 90 CC 以下 1,200円 125 CC 以下 1,600円 三輪以上 2,500円 軽自動車 二輪のもの 2,400円 三輪のもの 3,100円 四輪以上の乗用(営業用) 5,500円 四輪以上の乗用(自家用) 7,200円 四輪以上の貨物(営業用) 3,000円 四輪以上の貨物(自家用) 4,000円 雪上走行 2,400円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他のもの 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円																																	
3 納税通知書発送日	5月15日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	4月15日	5月連休明け	5月9日 県外の納税者については郵便振替用紙同封せず(問い合わせがあった場合に送付)	5月14日(当初分) 県外の納税者については郵便振替用紙を同封	5月13日																																	
4 納期期限	5月31日	4月30日	5月25日	5月31日	5月31日	5月31日																																	
<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率は、赤城村における軽自動車の雪上走行のもの以外相違がないため、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村及び北橋村の例によるものとする。 ・納期は、伊香保町、小野上村以外5月末日となっているので、渋川市、子持村、赤城村及び北橋村の例によるものとする。 																																							
<p>【関係法令】</p> <p>地方税法(抜粋) (軽自動車税の標準税率) 第444条(要約) 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)原動機付自転車 イ 50 CC 以下 1,000円 ロ 90 CC 以下 1,200円 ハ 125 CC 以下 1,600円 ニ 三輪以上 2,500円</p> <p>(2)軽自動車及び小型特殊自動車 イ 二輪のもの(側車付のものを含む。) 2,400円 ロ 三輪のもの 3,100円 ハ 四輪以上の乗用営業用 5,500円 自家用 7,200円 ニ 四輪以上の貨物営業用 3,000円 自家用 4,000円</p> <p>(3)二輪の小型自動車 4,000円</p> <p>2 省略 3 市町村は第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によって区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>(軽自動車税の納期) 第445条第2項 軽自動車税の納期は、四月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p>																																							

協議項目	7 地方税の取扱いに関すること	関係項目	軽自動車税
現 況			調整理由・課題
2 先進地事例			
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
軽自動車税の納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。(納期の長い方)	軽自動車税については、現行のとおりとする。	軽自動車税の納期は、課税客体の把握に要する事務処理期間を考慮し、5月1日から5月31日までとする。	
宗 像 市	東かがわ市	山 県 市	
軽自動車税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。	3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。	軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。(納期の長い方)	
3 財政影響額 なし			

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	たばこ税			
調整方針	たばこ税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。						
現況				調整理由・課題			
1 税率及び納期等				【調整理由】 税率及び納期ともに、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。			
	渋川市	伊香保町	小野上村		子持村	赤城村	北橋村
1 納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者		製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者
2 税率(1千本につき)	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円/千本 旧3級品：1,412円/千本	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円		旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円	旧3級品以外：2,977円 旧3級品：1,412円
3 納期	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	当月の販売分につき、翌月の末日	
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (たばこ税の税率) 第468条 たばこ税の税率は、千本につき2,743円とする。</p> <p>附則 (市町村たばこ税の税率の特例) 第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。 2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時に於ける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。</p>							
2 先進地事例							
西 東 京 市		さいたま市		さぬき市			
市たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		市たばこ税については、現行のとおりとする。		市たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。			
宗 像 市		東かがわ市		山 県 市			
たばこ税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。		3町に相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐ。		市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
3 財政影響額 なし							

議案第13号参考資料(その9)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	入湯税																															
調整方針	1 税率は、伊香保町の例による。 ただし、日帰り休憩(50円)を課税していない町村に配慮し、調整するものとする。 2 課税免除については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。																																		
現 況				調整理由・課題																															
1 税率及び納期等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 納税義務者</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。</td> </tr> <tr> <td>2 税率</td> <td>1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円</td> <td>1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> <td>1人一日 150円</td> </tr> <tr> <td>3 課税免除</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> <td>・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> </tr> </tbody> </table>							渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	2 税率	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	3 課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	<p>【調整理由】</p> <p>小野上村、子持村、赤城村及び北橋村においては、日帰り休憩50円を課税していない。また、伊香保町のみにおいて修学旅行及び合宿等で50円を課税していることから、合併時に伊香保町の例により統合するものとする。</p>
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																													
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する。																													
2 税率	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円 日帰り休憩 50円 修学旅行及び合宿等 50円 基本料金6,000円以下の宿泊 100円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円	1人一日 150円																													
3 課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																													
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (入湯税) 第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。 (入湯税の税率) 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。</p>																																			
2 先進地事例	<table border="1"> <thead> <tr> <th>西 東 京 市</th> <th>さ い た ま 市</th> <th>さ ん ぎ 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宗 像 市</th> <th>東 が が わ 市</th> <th>山 県 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入湯税については、標準税率を採用する。</td> <td>入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。</td> <td>入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。</td> </tr> </tbody> </table>						西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ん ぎ 市	なし	なし		宗 像 市	東 が が わ 市	山 県 市	入湯税については、標準税率を採用する。	入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。	入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。																	
西 東 京 市	さ い た ま 市	さ ん ぎ 市																																	
なし	なし																																		
宗 像 市	東 が が わ 市	山 県 市																																	
入湯税については、標準税率を採用する。	入湯税の取扱いについては、新町において町税条例を制定する。	入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。																																	
3 財政影響額 (日帰り休憩(50円)を課税していない町村について、日帰り温泉施設入館者数を参考に試算)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細 項 目</th> <th>渋川市</th> <th>伊香保町</th> <th>小野上村</th> <th>子持村</th> <th>赤城村</th> <th>北橋村</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増 減</td> <td>0千円</td> <td>0千円</td> <td>9,631千円</td> <td>3,410千円</td> <td>23,170千円</td> <td>9,946千円</td> <td>46,157千円</td> </tr> </tbody> </table>						細 項 目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計	増 減	0千円	0千円	9,631千円	3,410千円	23,170千円	9,946千円	46,157千円													
細 項 目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計																												
増 減	0千円	0千円	9,631千円	3,410千円	23,170千円	9,946千円	46,157千円																												

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	鉱産税		
調整方針	鉱産税については、6市町村に相違がないため現行のとおりとする。					
現況				調整理由・課題		
1 税率及び納期等						
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
1 納税義務者	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す	鉱物の掘採事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、その鉱業者に課す
2 税率	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない	1.0% 課税実績はない
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (鉱産税の税率) 第520条 鉱産税の標準税率は、1%とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が、当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、0.7%とする。 2 前項の標準税率をこえて課する場合においても、1.2%(前項ただし書の場合にあつては、0.9%)をこえることができない。</p>						
2 先進地事例						
西 東 京 市		さ い た ま 市		さ ん ぎ 市		
宗 像 市		東 か が わ 市		山 県 市		
				市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。		
3 財政影響額 なし						

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	7	地方税の取扱いに関すること	関係項目	都市計画税			
調整方針	1 税率については、渋川市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 2 納期については、固定資産税の納期による。						
現			況				
1 税率及び納期等							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
1 納税義務者	都市計画区域のうち渋川市都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	都市計画区域のうち伊香保町都市計画税条例に定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
2 税率	0.3%	0.2%	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
3 課税標準	固定資産の価格(土地、家屋)	固定資産の価格(土地、家屋)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
4 納期	固定資産税に同じ	固定資産税に同じ	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画税は、渋川市と伊香保町において課税されているが、税率が異なっている。調整にあたっては、財政運営への影響を考慮する必要もあることから、渋川市の例により制限税率を採用する。ただし、税額の激変緩和のため、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とする。 納期は、固定資産税と同じであることから、固定資産税の納期とする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の納税義務者は、渋川市、伊香保町両市町とも、条例に定める区域内の土地・家屋の所有者とされている。新市における課税区域については、新たに定められる都市計画区域の中で、現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて検討する必要がある。 							
<p>【関係法令】 地方税法(抜粋) (都市計画税の課税客体等) 第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。 2 省略</p> <p>(都市計画税の税率) 第702条の4 都市計画税の税率は、0.3%を超えることができない。 (都市計画税の賦課徴収等) 第702条の8 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。 以下省略</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律 (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p>							
2 先進地事例							
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	宗 像 市				
都市計画税の税率及び納期については、保谷市の例により調整する。ただし、平成12年度については、それぞれ旧市の例による。	都市計画税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、固定資産税と同様とする。	都市計画税については、両市に相違がないため現行のとおりとする。	都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、宗像市の例により調整する。				
3 財政影響額							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
調定額	681,500千円	79,003千円	0千円	0千円	0千円	0千円	760,503千円
税率0.3%とした場合	681,500千円	118,504千円	0千円	0千円	0千円	0千円	800,004千円
増 減	0千円	39,501千円	0千円	0千円	0千円	0千円	39,501千円
(調定額：平成14年度決算統計より)							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	8	一般職の職員の身分の取扱いに関すること	関係項目												
調整方針	1 一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 渋川地区医療事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 3 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。		4 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。 5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。												
現況			調整理由・課題												
1 職員定数及び実職員数			1【調整理由】 ・ 合併特例法によりすべて新市に引き継がれるため。 【課題】 ・ 各市町村間の格差是正が必要となる 2【調整理由】 ・ 任意合併協議会の6市町村が、医療事務組合の構成市町村と同様であるため、組合設置の理由が無くなるため。 【課題】 ・ 組織・機構の再検討が必要となる 3【調整理由】 ・ 合併特例法によりすべて新市に引き継がれるため。 【課題】 ・ 一時的に職員数が増加するが、退職者と新規採用者のバランス、職員の年齢構成など調整を図る必要がある。 ・ 適正人員の把握と計画策定 ・ 職員数の適正化、過剰人員の整理、勸奨退職制度の検討などが必要。 ・ 管理職ポストの検討（ポスト数と管理職数の調整） ・ グループ制の導入の検討（係長職がポストより増えても支障にならない。） 4【調整理由】 ・ 市においては部制、町村においては課制なので職名を整理する必要がある。 【課題】 ・ 職名の整理（給料表の格付けと職名との統一を図る必要がある。） ・ 支所の管理職の職名の検討（本庁とのバランス） 5【調整理由】 ・ 市町村の給与制度・運用（給料表の構造、格付、初任給基準、昇格、昇任基準等）が異なっているため。												
区分	渋川市(H15.4.1)	伊香保町(H15.4.1)		小野上村(H15.4.1)	子持村(H15.4.1)	赤城村(H15.4.1)	北橋村(H15.4.1)	合計							
	条例定数	実職員数		条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数		
市町村長部局	337	312		85	82	53	46	84	80	87	84	72	61	718	665
議会事務局	5	5		2	2	3	兼務	2	2	2	2	2	2	16	13
選挙管理委員会事務局	2	兼務		3	兼務	2	兼務	-	兼務	24	兼務	15	兼務	46	兼務
監査委員事務局	3	3		2	兼務	2	兼務	-	兼務	4	兼務	3	兼務	14	3
教育委員会部局	96	70		21	17	4	11	33	33	46	35	11	9	211	175
学校その他の教育機関職員	-	-		-	-	9	-	-	-	-	-	23	8	32	8
農業委員会事務局	6	4		2	2	3	兼務	1	2	3	2	2	2	17	12
公平委員会事務局	-	兼務		2	兼務	2	兼務	-	兼務	3	兼務	3	兼務	10	兼務
公営企業	27	18		7	6	-	-	-	-	-	-	4	2	38	26
固定資産評価委員事務局	-	-		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
診療所										7			-	7	
	476	412	126	109	78	57	120	117	169	130	135	84	1,104	909	
2 職員の給与															
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村									
適用給料表	国の行政職俸給表 1級から9級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用	国の行政職俸給表 1級から8級まで使用									

協議項目	8	一般職の職員の身分の取扱いに関すること					関係項目	調整理由・課題
現 況							調整理由・課題	
3 職名							<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与制度の統一と職員給与の調整が必要になる。(合併特例法第9条第2項：職員の身分取扱いについて、勤務成績、能力とは無関係に、不公平な取扱いをしてはならない。) 給与の調整方法に 再計算方式 現給保障方式 モデル賃金方式が有りどの方式を採用するのか検討が必要 <p>職員の退職金について、渋川市以外の5町村では、群馬県市町村総合事務組合に加入し、財政負担の平準化が図られているが、未加入である渋川市の取扱いについて整理する必要がある。</p>	
区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
吏員	部長、参事、課長、所長、館長、副所長、副館長、室長、課長補佐、所長補佐、次長、館長補佐、主幹、係長、主査、主任、主事、保育士、主事補 ----- 部長、参事、課長、所長、館長、副所長、副館長、室長、課長補佐、所長補佐、次長、館長補佐、主幹、係長、主査、主任、技師、保健師、栄養士、技師補	課長、局長、室長、園長、補佐、係長、主査、主任、主事、主事補、技師補	課長、局長、支配人、園長、室長、主幹、課長補佐、係長、主査、主任、主事、主事補、技師、教諭、保健師	参事、課長、所長、課長補佐、師長、係長、主任、主事、主事補、保健師	課長、補佐、室長、係長、主査、主任、主事、技師、保健婦	課長、事務局長、課長補佐、係長、主査主任、主事 ----- 技師、保健師		
その他の職員	事務員、技能主査、班長、技能主任、技術員、用務員、給食調理員、嘱託	主任、技術員、技手、助手	公仕、自動車運転手、調理員、応接員	主事補、保健師補、運転主任、運転手、公仕主任、公仕	主事補、准看護師、運転手、用務員	主事補、技術補、自動車運転手、用務員(公仕)		
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抜粋) (職員の身分取扱い)</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法(抜粋) (一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>(1の2) 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>(1の3) 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>								

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	8 一般職の職員の身分の取扱いに関すること	関係項目	
現 況			調整理由・課題
4 先進地事例			
<p style="text-align: center;">西 東 京 市</p> <p>1 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。</p>	<p style="text-align: center;">さいたま市</p> <p>1 一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 任免及び勤務条件については、人事管理や職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。特に、給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。</p>	<p style="text-align: center;">さぬき市</p> <p>1 津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、市長の事務部局や教育委員会の事務部局、議会の事務部局の職員など、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名については、合併時に調整する。 4 現職員については、現給を保障する。</p>	
<p style="text-align: center;">宗 像 市</p> <p>2市町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規程に基づき、引き続き新市の職員として身分を保有するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">東 かがわ市</p> <p>現に引田町、白鳥町及び大内町の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 1 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 2 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。 3 職階については、合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る。 4 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。</p>	<p style="text-align: center;">山 県 市</p> <p>高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。</p>	

議案第15号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	15	特別職等の身分の取扱いに関すること	関係項目
調整方針	<p>特別職の職員(消防団員は除く)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2 市議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員数及び任期は、関係法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>4 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>		

現	況	調整理由・課題
---	---	---------

1 特別職等の人数、任期、報酬額												<p>1, 2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別職・議員の報酬額は、市町村の規模によって概ね他市との均衡を図って定められており、合併により規模が変わることから、同規模の自治体の例をもとに調整するもの。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員の在任特例等により、合併時の議員数が異なってくる。 <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政委員会の委員の任期等は、それぞれ法令等に定めがある。報酬額は、各市町村でまちまちなので同規模の自治体の例をもとに調整する必要がある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の人数、選任の方法等それぞれその取扱いが異なっているので、整理する必要がある。 <p>4【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村によって、特別職の規定があるところと無いところがあり、また、人数等もまちまちである。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> その存廃について検討する必要がある。 報酬額がまちまちであり、かつ、年額、日額等定めが異なるものの取扱いについて検討する必要がある。 合併時にその身分が失われるもの、暫定的に存続するもの等整理する必要がある。 特別職の定めのない委員についてその存廃について検討する必要がある。 	
職名		渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村						
市町村長	人数	1名		1名									
	任期	4年		4年									
	報酬	月額 895,000円	月額 705,600円	月額 676,000円	月額 737,000円	月額 764,000円		月額 764,000円					
助役	人数	1名		1名									
	任期	4年		4年									
	報酬	月額 735,000円	月額 600,700円	月額 548,000円	月額 598,000円	月額 611,000円	月額 612,000円		月額 612,000円				
収入役	人数	1名		1名		1名							
	任期	4年		4年		4年							
	報酬	月額 665,000円		月額 577,000円	月額 526,000円	月額 563,000円	月額 573,000円		月額 573,000円				
議長	人数	1名		1名									
	任期	2年	4年	2年		4年							
	報酬	月額 435,000円	月額 242,000円	月額 217,000円	月額 276,000円	月額 298,000円		月額 298,000円					
副議長	人数	1名		1名									
	任期	2年	4年	2年	4年								
	報酬	月額 390,000円	月額 192,500円	月額 155,000円	月額 210,000円	月額 245,000円							
議員(常任委員長及び議会運営委員長たる議員)	人数	4名	3名	3名	4名								
	任期	4年	2年										
	報酬	月額 365,000円	月額 182,000円	月額 143,000円	月額 195,000円	月額 235,000円	月額 236,000円	月額 236,000円					
議員(その他)	人数	16名	9名	5名	12名	10名							
	任期	4年											
	報酬	月額 360,000円	月額 175,000円	月額 139,000円	月額 188,000円	月額 222,000円							
教育長	人数	1名											
	任期	4年											
	報酬	月額 665,000円	月額 550,700円	月額 512,000円	月額 556,000円	月額 573,000円							
教育委員会の委員長	人数	1名											
	任期	1年	4年	1年	4年								
	報酬	年額 727,000円	年額 175,000円	年額 218,100円	年額 230,000円	年額 415,000円	年額 393,000円	年額 393,000円					
教育委員会の委員長代理	人数		1名										
	任期		4年	1年	4年								
	報酬		年額 140,000円	年額 124,900円	年額 150,000円	年額 261,000円							
教育委員会の委員	人数	3名	2名	2名	3名	2名	2名	2名	2名	2名	2名	3名	
	任期	4年											
	報酬	年額 493,000円	年額 130,000円	年額 121,200円	年額 140,000円	年額 261,000円	年額 255,000円						

議案第15号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題
現						況						
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村	
農業委員会の会長	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年
	報酬	年額 503,000円	報酬	年額 164,000円	報酬	年額 243,800円	報酬	年額 350,000円	報酬	年額 576,000円	報酬	年額 586,000円
農業委員会の会長職務代理者	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年
	報酬	年額 394,000円	報酬	年額 135,000円	報酬	年額 185,500円	報酬	年額 210,000円	報酬	年額 336,000円	報酬	年額 341,000円
農業委員会の委員	人数	21名	人数	8名	人数	10名	人数	17名	人数	20名	人数	18名
	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年
	報酬	年額 368,000円	報酬	年額 125,000円	報酬	年額 178,000円	報酬	年額 200,000円	報酬	年額 285,000円	報酬	年額 290,000円
監査委員(識見を有する者)	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年
	報酬	年額 724,000円	報酬	年額 168,000円	報酬	年額 112,800円	報酬	年額 150,000円	報酬	年額 228,000円	報酬	年額 181,000円
監査委員(議員)	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期	2年	任期	4年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年
	報酬	年額 398,000円	報酬	年額 168,000円	報酬	年額 112,800円	報酬	年額 105,000円	報酬	年額 159,000円	報酬	年額 181,000円
交通指導員隊長	人数		人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期		任期	2年	任期	1年	任期	4年	任期	1年	任期	5年
	報酬		報酬	年額 167,000円	報酬	年額 138,000円	報酬	年額 190,000円	報酬	年額 162,000円	報酬	年額 181,000円
交通指導員副隊長	人数		人数	1名	人数		人数	1名	人数	1名	人数	
	任期		任期	2年	任期	1年	任期	4年	任期	1年	任期	
	報酬		報酬	年額 156,000円	報酬	年額 120,000円	報酬	年額 160,000円	報酬	年額 162,000円	報酬	
交通指導員	人数	30名	人数	3名	人数	5名	人数	8名	人数	13名	人数	14名
	任期	2年	任期	2年	任期	5年	任期	4年	任期		任期	5年
	報酬	年額 83,000円	報酬	年額 146,000円	報酬	年額 120,000円	報酬	年額 150,000円	報酬	年額 162,000円	報酬	年額 166,000円
公民館長	人数	3名	人数	1名	人数		人数	1名	人数		人数	
	任期		任期	4年	任期		任期	3年	任期		任期	
	報酬	年額 408,000円	報酬		報酬	日額 5,700円	報酬	月額 159,000円	報酬		報酬	
創作館長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	年額 29,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
農村婦人の家館長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	年額 29,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
多目的研修センター館長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	年額 29,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	15	特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題
現				況								
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
国民健康保険運営協議会の会長	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	
	報酬	年額 49,000円	報酬	日額 9,500円	報酬	年額 31,400円	報酬	年額 27,000円	報酬	年額 46,000円	報酬	
国民健康保険運営協議会の委員	人数	16名	人数	8名	人数	5名	人数	8名	人数	11名	人数	9名
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年
	報酬	年額 31,000円	報酬	日額 9,500円	報酬	年額 24,300円	報酬	年額 21,000円	報酬	年額 46,000円	報酬	日額 7,800円
農業協力員	人数	66名	人数		人数	21名	人数	46名	人数		人数	
	任期	1年	任期		任期	1年	任期	1年	任期		任期	
	報酬	年額 33,000円	報酬		報酬	年額 10,200円 戸数割 @110円	報酬	年額 14,000円	報酬		報酬	
農業委員会補助員	人数		人数		人数	21名	人数		人数		人数	
	任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
	報酬		報酬		報酬	額 6,800円 戸数割 @80円	報酬		報酬		報酬	
保育所嘱託医	人数	10名	人数	4名	人数		人数		人数		人数	
	任期	1年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	年額 59,000円	報酬	内科年額 70,000円 内科以外年額 35,000円	報酬		報酬		報酬		報酬	
住宅管理補助員	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	年額1,200円以上 6,000円以下で市長の定める額	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
社会教育指導員	人数		人数		人数	1名	人数		人数	1名	人数	1名
	任期	1年	任期		任期	1年	任期		任期	1年	任期	1年
	報酬	月額 100,000円	報酬		報酬	月額 68,900円	報酬		報酬	月額 84,000円	報酬	月額 107,000円
青少年センター指導員	人数	1名	人数		人数	1名	人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期	1年	任期		任期		任期	
	報酬	月額 150,000円	報酬		報酬	月額 68,900円	報酬		報酬		報酬	
福祉事務所嘱託医	人数	1名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	1年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 58,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
老人福祉センター嘱託医	人数	2名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	1年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 51,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
家庭児童相談員	人数	2名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 119,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	

議案第15号参考資料(その4)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題
現						況						
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
母子自立支援員	人数	1名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 119,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
選挙管理委員長	人数		人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名
	任期		任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年
	報酬		報酬	年額 95,000円	報酬	年額 44,500円	報酬	年額 75,000円	報酬	年額 159,000円	報酬	年額 168,000円
選挙管理委員長職務代理	人数		人数	1名	人数	1名	人数		人数	1名	人数	
	任期		任期	4年	任期	4年	任期		任期	4年	任期	
	報酬		報酬	年額 75,000円	報酬	年額 33,400円	報酬		報酬	年額 119,000円	報酬	
選挙管理委員	人数	4名	人数	2名	人数	2名	人数	8名	人数	2名	人数	3名
	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年
	報酬	月額 6,800円	報酬	年額 68,000円	報酬	年額 33,400円	報酬	年額 50,000円	報酬	年額 119,000円	報酬	年額 126,000円
公平委員会の委員	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名
	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年	任期	4年
	報酬	月額 6,800円	報酬	月額 9,500円	報酬	月額 7,000円	報酬	月額 9,000円	報酬	月額 7,500円	報酬	月額 7,800円
固定資産評価審査委員会の委員	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名	人数	3名
	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年	任期	3年
	報酬	月額 6,800円	報酬	月額 9,500円	報酬	月額 7,000円	報酬	月額 9,000円	報酬	月額 7,500円	報酬	月額 7,800円
固定資産評価員	人数		人数	1名	人数	1名	人数		人数	1名	人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	年額 50,000円	報酬	
防災会議の委員	人数	15名	人数	21名	人数	22名以内	人数		人数	35名	人数	
	任期	1年	任期	2年	任期	2年	任期		任期		任期	
	報酬	月額 6,100円	報酬	月額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
特別職報酬等審議会の委員	人数	10名	人数	8名	人数	村内公共団体の代表及び住民より8名	人数	10名	人数	10名	人数	10名
	任期	必要に応じて委嘱審議終了と共に解任	任期	委員会開催期間	任期	必要に応じて委嘱審議終了と共に解任	任期	委員会開催期間	任期	必要に応じて委嘱審議終了と共に解任	任期	
	報酬	月額 6,100円	報酬	月額 9,500円	報酬	月額 7,000円	報酬	月額 9,000円	報酬	月額 7,500円	報酬	月額 7,800円
公務災害補償等認定委員会の委員	人数	5名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	3年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
公務災害補償等審査会の委員	人数	3名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	3年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	月額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	

議案第15号参考資料(その5)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題
現						況						
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
情報公開審査会の委員	人数	5名	人数	5名	人数		人数		人数	5名	人数	5名
	任期	2年	任期	2年	任期		任期		任期	2年	任期	2年
	報酬	日額 6,100円	報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬	日額 7,500円	報酬	日額 7,800円
個人情報保護審査会の委員	人数	5名	人数		人数		人数		人数	5名	人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期	2年	任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬	日額 7,500円	報酬	
総合開発審議会の委員	人数	16名	人数		人数	村長の諮問に応じ10名以内(村議5・住民3・識見者2)	人数		人数	25名	人数	
	任期	2年	任期		任期	2年	任期		任期	必要に応じて委嘱審議終了と共に解任	任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬	議会議員を除き、日額 7,000円	報酬		報酬	日額 7,500円	報酬	
消防賞じゆつ金等審査委員会の委員	人数	5名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
農政審議会の委員	人数	13名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
小口資金融資審査委員会の委員 (伊香保町、小野上村中小企業融資促進審査委員)	人数	10名	人数	3名	人数	村長が委嘱11名(村議3・商工会3・金融機関4・保証協会1)	人数	4名	人数	7名	人数	10名
	任期	2年	任期	3年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年
	報酬	日額 6,100円	報酬	日額 9,500円	報酬	議会議員を除き、日額 5,300円	報酬	年額 11,000円	報酬	年額 36,000円	報酬	年額 48,000円
環境審議会の委員	人数	20名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
奨学金貸与審査会の委員	人数	7名	人数	8名	人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期	2年	任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
社会教育委員	人数	15名	人数	9名	人数	公運審委員兼務30名以内	人数	12名	人数	15名	人数	20名以内
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年
	報酬	日額 6,100円	報酬	年額15,500円	報酬	議会議員を除き、日額 7,000円	報酬	年額 9,000円	報酬	年額 25,000円	報酬	日額 7,800円

議案第15号参考資料(その6)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題		
現						況								
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村			
公民館運営審議会の委員	人数	20名	人数	8名	人数	社会教育委員兼務 30名以内(村議2・レ ディースクラブ1・公立学 校3・P連1・体協1・老 ク1・文協2) 11名	人数	12名	人数		人数	20名以内		
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期		任期	2年		
	報酬	日額 6,100円	報酬	年額 11,000円	報酬	議会議員を除き、 日額 7,000円	報酬	年額 9,000円	報酬		報酬	日額 7,800円		
図書館協議会の委員	人数	15名	人数		人数		人数		人数		人数			
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬			
文化財調査委員	人数	5名	人数	5名	人数	4名以内	人数	4名	人数	5名	人数	10名以内		
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	-	任期	2年	任期	2年		
	報酬	日額 6,100円	報酬	年額 17,500円	報酬	年額 12,700円	報酬	日額 9,000円	報酬	年額 72,000円	報酬	日額 7,800円		
スポーツ振興審議会の委員	人数	12名	人数		人数		人数		人数		人数			
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬			
体育指導委員	人数	21名	人数	6名	人数	5名	人数	10名	人数	10名	人数	10名以内		
	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年	任期	2年		
	報酬	日額 6,100円	報酬	年額 34,000円	報酬	年額 63,600円	報酬	年額 45,000円	報酬	年額 83,000円	報酬	年額 86,000円		
体育指導委員補助員	人数		人数		人数	21名	人数		人数		人数			
	任期		任期		任期	2年	任期		任期		任期			
	報酬		報酬		報酬	年額 20,600円	報酬		報酬		報酬			
学校給食共同調理場運営委員会の委員	人数	10名	人数		人数	10名	人数	12名	人数		人数			
	任期	2年	任期		任期	あて職(それぞれの 任期)	任期	1年	任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬	年額 9,000円	報酬		報酬			
都市計画審議会の委員	人数	12名	人数	12名	人数		人数		人数		人数			
	任期	4年	任期	2年	任期		任期		任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬			
土地区画整理審議会の委員	人数	20名	人数		人数		人数		人数		人数			
	任期	5年	任期		任期		任期		任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬			
土地区画整理事業の評価員	人数	6名	人数		人数		人数		人数		人数			
	任期		任期		任期		任期		任期		任期			
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題
現						況						
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
民生委員推薦会の委員	人数	14名	人数	7名	人数		人数		人数	14名	人数	
	任期	3年	任期	3年	任期		任期		任期	3年	任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬	日額 7,500円	報酬	
同和対策審議会の委員	人数	10名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
人権教育推進協議会の委員	人数	25名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
青少年問題協議会の委員	人数	15名	人数	21名	人数	25名以内	人数		人数	25名	人数	
	任期	2年	任期	2年	任期	学識経験者の任期2年	任期		任期	2年	任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬	日額 9,500円	報酬	報酬の定めナシ	報酬		報酬	日額 7,500円	報酬	
青少年センター運営協議会の委員	人数	9名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 6,100円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
介護認定審査会の委員	人数	24名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期	2年	任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 15,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
福祉手当嘱託医	人数	1名	人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	日額 14,000円	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
臨時に委嘱する嘱託医	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬	その都度市長の定める額	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	
産業医	人数		人数	1名	人数		人数	1名	人数	1名	人数	
	任期		任期	1年	任期		任期	1年	任期	なし	任期	
	報酬		報酬	年額 40,000円	報酬		報酬	年額 43,000円	報酬	年額 60,000円	報酬	
町医	人数		人数		人数		人数		人数		人数	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	
	報酬		報酬	日額 15,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
学校医(一人一校)	人数		人数	4名	人数	8名(幼4)	人数	11名	人数	12名	人数	
	任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
	報酬		報酬	年額 75,000円	報酬	年額 72,400(幼36,100)円	報酬	年額 68,000(園35,000)円	報酬	年額 129,000円	報酬	
学校薬剤師(一人一校)	人数		人数	1名	人数	2名(幼1)	人数		人数		人数	
	任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
	報酬		報酬	年額 12,000円	報酬	年額 20,000(幼10,000)円	報酬	年額 14,000円	報酬		報酬	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	15	特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題	
現						況							
職名	渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村		
選挙長	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	
	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	
	報酬	1回 10,700円	報酬	日額 10,700円	報酬	1回 10,700円	報酬	1回 10,400円	報酬	勤務1回 10,700円	報酬	1回 10,700円	
投票管理者	人数	30名	人数	3名	人数	2名	人数	9名	人数	20名	人数	5名	
	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	
	報酬	1回 12,700円	報酬	日額 12,300円	報酬	1回 12,700円	報酬	1回 12,300円	報酬	日額 12,700円	報酬	1回 12,700円	
開票管理者	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	人数	1名	
	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	
	報酬	1回 10,700円	報酬	日額 10,400円	報酬	1回 12,700円	報酬	1回 10,400円	報酬	勤務1回10,700円	報酬	1回 10,700円	
投票立会人	人数	60名	人数	6名	人数	4名	人数	18名	人数	80名	人数	20名	
	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	
	報酬	1回 10,800円	報酬	日額 10,500円	報酬	1回 10,800円	報酬	1回 10,500円	報酬	日額 10,800円	報酬	1回 10,800円	
開票立会人、選挙立会人	人数	それぞれ3~10名	人数	3~10名	人数	3~10名	人数	3~10名	人数	3~10名	人数	3~10名	
	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	任期	1回	
	報酬	1回 8,900円	報酬	日額 8,600円	報酬	1回 8,900円	報酬	1回 8,600円	報酬	勤務1回 8,900円	報酬	1回 8,900円	
臨時に委嘱する特別委員	人数		人数		人数		人数		人数		人数		
	任期		任期		任期		任期		任期		任期		
	報酬	その都度市長の定める額	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		
統計調査員	人数		人数	14名	人数	21名	人数		人数		人数		
	任期		任期	1年	任期	1年	任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬	年額 6,700円	報酬		報酬		報酬		
消防委員会委員	人数		人数		人数		人数		人数		人数	6名	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	2年	
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	日額 7,800円	
群馬用水委員	人数		人数		人数		人数	48名	人数		人数		
	任期		任期		任期		任期	2年	任期		任期		
	報酬		報酬		報酬		報酬	年額 4,500円	報酬		報酬		
スポーツ推進委員	人数		人数		人数		人数	12名	人数		人数		
	任期		任期		任期		任期	3年	任期		任期		
	報酬		報酬		報酬		報酬	日額 7,000円	報酬		報酬		

議案第15号参考資料(その9)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題	
現						況							
職名		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
総代		人数		人数		人数	21名	人数		人数		人数	
		任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
		報酬		報酬		報酬	年額平等割 43,700円 戸数割 540円	報酬		報酬		報酬	
区長(行政区長)		人数		人数	11名	人数		人数		人数	22名	人数	16名
		任期		任期	2年	任期		任期		任期	1年	任期	1年
		報酬		報酬	年額 223,000円 1世帯500円	報酬		報酬		報酬	予算の範囲内において村長の定める額	報酬	予算の範囲内において村長の定める額
区長代理		人数		人数	22名	人数		人数		人数	22名	人数	
		任期		任期	2年	任期		任期		任期	1年	任期	
		報酬		報酬	年額 89,000円 第10区長61千円	報酬		報酬		報酬		報酬	
伊香保町土地開発事業審議会委員		人数		人数	24名	人数		人数		人数		人数	
		任期		任期	2年	任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
伊香保町農業振興地域整備促進協議会委員		人数		人数	11名	人数		人数		人数		人数	
		任期		任期	2年	任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
伊香保町公共下水道委員会委員		人数		人数		人数		人数		人数		人数	
		任期		任期		任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
石段街再開発事業特別委員会委員		人数		人数		人数		人数		人数		人数	
		任期		任期		任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
徳富蘆花記念文学館運営委員会委員		人数		人数	8名	人数		人数		人数		人数	
		任期		任期	2年	任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
伊香保町児童館運営委員会委員		人数		人数	8名	人数		人数		人数		人数	
		任期		任期	1年	任期		任期		任期		任期	
		報酬		報酬	日額 9,500円	報酬		報酬		報酬		報酬	
母子保健推進員		人数		人数		人数	21名	人数		人数		人数	
		任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
		報酬		報酬		報酬	年額 16,700円	報酬		報酬		報酬	
衛生員		人数		人数		人数	21名	人数		人数		人数	
		任期		任期		任期	1年	任期		任期		任期	
		報酬		報酬		報酬	年額平等割 26,900円 戸数割 510円	報酬		報酬		報酬	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		15 特別職等の身分の取扱いに関すること		関係項目								調整理由・課題	
現						況							
職名		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橘村	
部分林看守人	人数		人数		人数		人数		人数		人数		
	任期		任期		任期		任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬	年額 67,900円	報酬		報酬		報酬		
温泉事業運営委員会委員	人数		人数		人数	10名	人数		人数		人数		
	任期		任期		任期	2年	任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬	議会議員を除き、 日額 7,000円	報酬		報酬		報酬		
交流促進センター事業運営委員会委員	人数		人数		人数	10名	人数		人数		人数		
	任期		任期		任期	2年	任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬	議会議員を除き、 日額 7,000円	報酬		報酬		報酬		
水道事業運営委員会委員	人数		人数		人数	10名	人数		人数		人数	15名	
	任期		任期		任期	2年	任期		任期		任期	2年	
	報酬		報酬		報酬	議会議員を除き、 日額 7,000円	報酬		報酬		報酬	日額 7,800円	
湧水対策事業運営委員会委員	人数		人数		人数	15名	人数		人数		人数		
	任期		任期		任期	2年	任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬	議会議員を除き、 日額 7,000円	報酬		報酬		報酬		
外国語指導助手	人数		人数		人数		人数		人数	1名	人数		
	任期		任期		任期		任期		任期	1年	任期		
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	協定書に定める額	報酬		
農業委員会専門部会長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	2名	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	3年	
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	年額 299,000円	
農業委員会委員専門部委員	人数		人数		人数		人数		人数		人数	16名	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期	3年	
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	年額 290,000円	
幼稚園長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	1名	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	月額 129,000円	
歴史民俗資料館長	人数		人数		人数		人数		人数		人数	1名	
	任期		任期		任期		任期		任期		任期		
	報酬		報酬		報酬		報酬		報酬		報酬	月額 107,000円	

協議項目	15 特別職等の身分の取扱いに関すること	関係項目	
現		況	
			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>地方自治法(抜粋)</p> <p>(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)</p> <p>第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。(下記のとおり)</p> <p>(1) 教育委員会</p> <p>(2) 選挙管理委員会</p> <p>(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会</p> <p>(4) 監査委員</p> <p>2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。(下記のとおり)</p> <p>(1) 公安委員会</p> <p>(2) 地方労働委員会</p> <p>(3) 収用委員会</p> <p>(4) 海区漁業調整委員会</p> <p>(5) 内水面漁場管理委員会</p> <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。(下記のとおり)</p> <p>(1) 農業委員会</p> <p>(2) 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項、第2項若しくは第6項又は第7項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。</p> <p>6 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。</p> <p>7 法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。</p> <p>8 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。</p>			

協議項目	15 特別職等の身分の取扱いに関すること	関係項目	
現		況	
2 先進地事例			調整理由・課題
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市	
<p>1 市長のほか常勤の特別職としても助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 ア 任期は、各法令の定めるところによる。 イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額をもとに調整する。</p> <p>4 その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。</p>	<p>3市の特別職の身分の取扱いについては、3市の長が別に協議して定めるものとする。</p>	<p>1 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。</p> <p>2 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市	
<p>2市町の特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。 各種審議会等の附属機関については、新市において当該附属機関のあり方を検討した上で設置する。</p>	<p>特別職の職員（消防団員は除く）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>2 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p>	<p>新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。</p>	

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																																																																															
調整方針	1 使用料については、原則として現行のとおりとする。なお、同一又は類似する施設の使用料については、新市において、段階的に調整するものとする。 2 手数料については、6市町村で差異のないものは、現行のとおりとし、差異のあるものは、新市における速やかな一体性の確保と、負担公平の原則に基づき、適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																	
現況			調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																															
1. 使用料の現況 【公共ホール等使用料】			【調整理由】 ・同一又は類似する施設の使用料は、合併時に統一することが望ましいが、使用料は、施設設備の内容、建設に至った経過や建設年度などにより定められていることから、段階的に調整するものとする。 ・手数料は、行政サービスに対する対価であるので、負担公平の原則に基づき合併時に統一するものとする。 【課題】 ・同一又は類似する施設の使用料の統一にあたっては、これまでの料金改定の経過等を踏まえ、段階的な調整を行うなど、住民負担に配慮した調整が必要となる。																																																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">渋川市</th> <th colspan="4">伊香保町</th> <th colspan="4">小野上村</th> </tr> <tr> <th colspan="4">市民会館 (単位:円)</th> <th colspan="4">伊香保町観光会館 (単位:円)</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <th colspan="2">使用箇所</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th colspan="2">1時間</th> <th colspan="2">午前9時~午後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大ホール</td> <td>土日祝</td> <td>入場料1千円以下</td> <td>16,800</td> <td>26,400</td> <td>36,000</td> <td rowspan="6">A</td> <td rowspan="6">舞台、固定席、移動席</td> <td rowspan="6">4,400</td> <td rowspan="6">27,500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>" 2千円以下</td> <td>37,200</td> <td>57,600</td> <td>74,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>" 2001円以上</td> <td>57,600</td> <td>86,400</td> <td>115,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平日</td> <td>入場料1千円以下</td> <td>13,200</td> <td>20,400</td> <td>27,600</td> <td rowspan="3">B</td> <td rowspan="3">固定席、移動席</td> <td rowspan="3">3,800</td> <td rowspan="3">25,300</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>" 2千円以下</td> <td>28,800</td> <td>43,200</td> <td>57,600</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>" 2001円以上</td> <td>43,200</td> <td>64,800</td> <td>86,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">舞台のみ</td> <td>土日祝</td> <td>練習</td> <td>5,400</td> <td>8,400</td> <td>10,800</td> <td rowspan="6">C</td> <td rowspan="6">固定席</td> <td rowspan="6">3,600</td> <td rowspan="6">24,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平日</td> <td>準備</td> <td>" 1千円以下</td> <td>5,400</td> <td>8,400</td> <td>10,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1001円以上</td> <td>13,200</td> <td>20,400</td> <td>27,600</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">楽屋等</td> <td>練習</td> <td>4,200</td> <td>6,600</td> <td>9,000</td> <td rowspan="4">D</td> <td rowspan="4">舞台</td> <td rowspan="4">1,100</td> <td rowspan="4">7,100</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1千円以下</td> <td>4,200</td> <td>6,600</td> <td>9,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>" 1001円以上</td> <td>9,600</td> <td>14,400</td> <td>19,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>主催者事務室</td> <td>400</td> <td>700</td> <td>900</td> <td rowspan="5">E</td> <td rowspan="5">三階会議室</td> <td rowspan="5">500</td> <td rowspan="5">3,800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 A</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 B</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 C</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 D</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,300</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">小ホール</td> <td>楽屋 E</td> <td>700</td> <td>1,200</td> <td>1,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>1,100</td> <td>1,600</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>浴</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 F</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>楽屋 G</td> <td>250</td> <td>400</td> <td>500</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">会議室</td> <td>第1会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>1,300</td> <td>1,800</td> <td>2,200</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第5会議室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>茶室</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				渋川市				伊香保町				小野上村				市民会館 (単位:円)				伊香保町観光会館 (単位:円)								使用箇所		使用料		使用区分		使用時間		1時間		午前9時~午後5時		大ホール	土日祝	入場料1千円以下	16,800	26,400	36,000	A	舞台、固定席、移動席	4,400	27,500				" 2千円以下	37,200	57,600	74,400				" 2001円以上	57,600	86,400	115,200			平日	入場料1千円以下	13,200	20,400	27,600	B	固定席、移動席	3,800	25,300			" 2千円以下	28,800	43,200	57,600			" 2001円以上	43,200	64,800	86,400			舞台のみ	土日祝	練習	5,400	8,400	10,800	C	固定席	3,600	24,200			平日	準備	" 1千円以下	5,400	8,400	10,800			準備	" 1001円以上	13,200	20,400	27,600			楽屋等	練習	4,200	6,600	9,000	D	舞台	1,100	7,100			準備	" 1千円以下	4,200	6,600	9,000			準備	" 1001円以上	9,600	14,400	19,200			主催者事務室	400	700	900	E	三階会議室	500	3,800			楽屋 A	500	700	1,000			楽屋 B	500	700	1,000			楽屋 C	600	800	1,200			楽屋 D	700	1,000	1,300			小ホール	楽屋 E	700	1,200	1,400			リハーサル室	1,100	1,600	2,200			浴	1,400	1,400	1,400			楽屋 F	400	600	800			楽屋 G	250	400	500			会議室	第1会議室	1,300	1,800	2,200			第2会議室	1,300	1,800	2,200			第3会議室	1,300	1,800	2,200			第4会議室	1,300	1,800	2,200			第5会議室	600	700	1,000			茶室	1,100	1,400	1,900		
渋川市				伊香保町				小野上村																																																																																																																																																																																																																																										
市民会館 (単位:円)				伊香保町観光会館 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																														
使用箇所		使用料		使用区分		使用時間		1時間		午前9時~午後5時																																																																																																																																																																																																																																								
大ホール	土日祝	入場料1千円以下	16,800	26,400	36,000	A	舞台、固定席、移動席	4,400	27,500																																																																																																																																																																																																																																									
		" 2千円以下	37,200	57,600	74,400																																																																																																																																																																																																																																													
		" 2001円以上	57,600	86,400	115,200																																																																																																																																																																																																																																													
	平日	入場料1千円以下	13,200	20,400	27,600					B	固定席、移動席	3,800	25,300																																																																																																																																																																																																																																					
		" 2千円以下	28,800	43,200	57,600																																																																																																																																																																																																																																													
		" 2001円以上	43,200	64,800	86,400																																																																																																																																																																																																																																													
舞台のみ	土日祝	練習	5,400	8,400	10,800	C	固定席	3,600	24,200																																																																																																																																																																																																																																									
	平日	準備	" 1千円以下	5,400	8,400					10,800																																																																																																																																																																																																																																								
		準備	" 1001円以上	13,200	20,400					27,600																																																																																																																																																																																																																																								
	楽屋等	練習	4,200	6,600	9,000					D	舞台	1,100	7,100																																																																																																																																																																																																																																					
		準備	" 1千円以下	4,200	6,600									9,000																																																																																																																																																																																																																																				
		準備	" 1001円以上	9,600	14,400									19,200																																																																																																																																																																																																																																				
主催者事務室		400	700	900	E	三階会議室	500	3,800																																																																																																																																																																																																																																										
楽屋 A	500	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																															
楽屋 B	500	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																															
楽屋 C	600	800	1,200																																																																																																																																																																																																																																															
楽屋 D	700	1,000	1,300																																																																																																																																																																																																																																															
小ホール	楽屋 E	700	1,200	1,400																																																																																																																																																																																																																																														
	リハーサル室	1,100	1,600	2,200																																																																																																																																																																																																																																														
	浴	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																														
	楽屋 F	400	600	800																																																																																																																																																																																																																																														
	楽屋 G	250	400	500																																																																																																																																																																																																																																														
	会議室	第1会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																													
		第2会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																													
		第3会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																													
		第4会議室	1,300	1,800	2,200																																																																																																																																																																																																																																													
		第5会議室	600	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																													
茶室	1,100	1,400	1,900																																																																																																																																																																																																																																															
子持村			赤城村	北橋村																																																																																																																																																																																																																																														

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																			
現 況			調整理由・課題																																																		
【福祉関係施設等使用料】																																																					
<p style="text-align: center;">渋川市</p> <p>保健福祉センター(4階大会議室) (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">午前 (8:30~12:00)</td> <td style="text-align: center;">午後 (13:00~17:00)</td> <td style="text-align: center;">夜間 (18:00~22:00)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4,000</td> <td style="text-align: center;">6,000</td> <td style="text-align: center;">8,000</td> </tr> </table> <p>市外の者が使用する場合、規定使用料の2倍の額。 会議室等を販売等又は入場料その他の料金を徴収して使用する場合 ・本市住民が使用する場合 規定使用料の2倍の額 ・市外の者が使用する場合 規定使用料の3倍の額</p> <p>老人福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> <tr> <td>老 人</td> <td style="text-align: center;">無 料</td> <td style="text-align: center;">広域圏内 200円 広域圏外 300</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">300</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>乳児、幼児</td> <td style="text-align: center;">無 料</td> </tr> <tr> <td>団 体</td> <td style="text-align: center;">1人 150</td> <td></td> </tr> </table> <p>・老人とは、60歳以上の者をいう。 ・乳児、幼児とは、義務教育就学前の者をいう。 ・団体とは、10人以上のものをいう。</p>	午前 (8:30~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)	4,000	6,000	8,000	区 分	使 用 料		市 内	市 外	老 人	無 料	広域圏内 200円 広域圏外 300	一 般	200	300	小・中学生	100	乳児、幼児	無 料	団 体	1人 150		<p style="text-align: center;">伊香保町</p> <p>保健福祉センター 無料</p> <p>老人憩いの家 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>使用室数</th> <th>1室</th> <th>2室</th> <th>3室</th> <th>全館</th> </tr> <tr> <td>町内公的団体の使用</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td>町内一般使用者</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>町外者の使用</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> </tr> </table> <p>午前、午後、又は午後、夜間を通じての使用は倍額とする。 1日使用の場合は3倍の額とする。 ・午前とは、8:30~12:00まで ・午後とは、13:00~17:00まで ・夜間とは、18:00~21:00まで</p>	使用室数	1室	2室	3室	全館	町内公的団体の使用	200	300	400	500	町内一般使用者	400	600	800	1,000	町外者の使用	800	1,100	1,300	1,600	<p style="text-align: center;">小野上村</p> <p>保健センター 無料</p> <p>地域福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> <tr> <td>・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者</td> <td style="text-align: center;">無 料</td> </tr> <tr> <td>・村内に居住する上記以外の者</td> <td style="text-align: center;">1回200円</td> </tr> </table>	区 分	使 用 料	・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者	無 料	・村内に居住する上記以外の者	1回200円	
午前 (8:30~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (18:00~22:00)																																																			
4,000	6,000	8,000																																																			
区 分	使 用 料																																																				
	市 内	市 外																																																			
老 人	無 料	広域圏内 200円 広域圏外 300																																																			
一 般	200	300																																																			
小・中学生	100																																																				
乳児、幼児	無 料																																																				
団 体	1人 150																																																				
使用室数	1室	2室	3室	全館																																																	
町内公的団体の使用	200	300	400	500																																																	
町内一般使用者	400	600	800	1,000																																																	
町外者の使用	800	1,100	1,300	1,600																																																	
区 分	使 用 料																																																				
・村内に居住する70歳以上の者及び身体障害者並びに小学校就学児童以下の者	無 料																																																				
・村内に居住する上記以外の者	1回200円																																																				
<p style="text-align: center;">子持村</p> <p>老人福祉センター</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> <tr> <td>村内に居住する60歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">無 料</td> </tr> <tr> <td>村内に居住する60歳未満の者</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> <tr> <td>村内居住以外の60歳以上の者</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </table> <p>高齢者能力活用センター 無料</p> <p>福祉会館 無料</p>	区 分	使 用 料	村内に居住する60歳以上の者	無 料	村内に居住する60歳未満の者	500円	村内居住以外の60歳以上の者	500円	<p style="text-align: center;">赤城村</p> <p>福祉センター(中央公民館の欄に記載)</p>	<p style="text-align: center;">北橋村</p>																																											
区 分	使 用 料																																																				
村内に居住する60歳以上の者	無 料																																																				
村内に居住する60歳未満の者	500円																																																				
村内居住以外の60歳以上の者	500円																																																				

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																														
現 況				調整理由・課題																																																																																																																													
【温泉施設等使用料】																																																																																																																																	
<p>渋川市</p> <p>スカイテルメ渋川</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> <th>老人及び身障者</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3時間</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>800</td> <td>500</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,000</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>6時間を超える利用</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>120</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>1時間ごとに</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・大人とは、中学生以上の者 ・小人とは、3歳以上小学生以下の者 ・老人とは、70歳以上の市内居住者 ・身障者とは、障害者手帳を所持する者をいう。 <p>2 休憩室等専用利用料金(1室につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個室</td> <td>3,000円</td> <td>利用開始から3時間以内</td> </tr> <tr> <td>中広間</td> <td>10,000</td> <td>半室利用は半額</td> </tr> <tr> <td>音響設備室</td> <td>1,000</td> <td>利用開始から1時間以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	大人	小人	老人及び身障者	摘要	3時間	500円	300円	300円		6時間	800	500	500		1日	1,000	800	800	6時間を超える利用	超過料金	120	80	80	1時間ごとに		利用料金	摘要	個室	3,000円	利用開始から3時間以内	中広間	10,000	半室利用は半額	音響設備室	1,000	利用開始から1時間以内	<p>伊香保町</p> <p>伊香保町伊香保温泉浴場(石段の湯)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1名利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>老人及び身体障害者</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>町民が規則に定める回数利用券を利用する場合</td> <td>一号該当者 300円 二号該当者 150円</td> </tr> <tr> <td>保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・老人とは、65歳以上の町内居住者で町長が発行した証明書を有する者。 ・身体障害者とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、都道府県知事が発行した証明書を有する者。 		区分	1名利用料	大人	400円	小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒	200円	老人及び身体障害者	100円	町民が規則に定める回数利用券を利用する場合	一号該当者 300円 二号該当者 150円	保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)	無料	<p>小野上村</p> <p>おのがみ温泉センター</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人等</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2時間</td> <td>400円</td> <td>250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4時間</td> <td>700</td> <td>450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>1,000</td> <td>600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,500</td> <td>900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>1時間を超えるごとに</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個室・中広間利用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6時間</th> <th>12時間以上</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6畳</td> <td>3,500円</td> <td>5,500</td> <td>個室</td> </tr> <tr> <td>8畳</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> <td>個室</td> </tr> <tr> <td>28畳</td> <td>7,000</td> <td>11,000</td> <td>中広間</td> </tr> <tr> <td>56畳</td> <td>14,000</td> <td>22,000</td> <td>中広間</td> </tr> </tbody> </table> <p>《宿泊温泉施設》 SUNおのがみ(交流促進センター)</p> <p>1 宿泊料金(1泊2食付)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人</th> <th>児童</th> <th>幼児(3歳以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>7,000円</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>8,000円</td> <td>5,500円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>素泊</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 休憩</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大人</th> <th>児童・幼児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2H</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>半日</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>3,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 研修室使用料(1室1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修室使用料10,000円 ・サービス料 1人300円 宿泊が伴う場合 無料 	区分	大人	小人等	摘要	2時間	400円	250円		4時間	700	450		6時間	1,000	600		1日	1,500	900		超過料金	200	100	1時間を超えるごとに		6時間	12時間以上		6畳	3,500円	5,500	個室	8畳	4,000	6,000	個室	28畳	7,000	11,000	中広間	56畳	14,000	22,000	中広間		大人	児童	幼児(3歳以上)	A	7,000円	5,000円	4,000円	B	8,000円	5,500円	4,500円	C	9,000円	6,000円	5,000円	素泊	5,000円	4,000円	3,000円		大人	児童・幼児	2H	1,000円	500円	半日	2,000円	1,000円	1日	3,000円	1,500円
区分	大人	小人	老人及び身障者	摘要																																																																																																																													
3時間	500円	300円	300円																																																																																																																														
6時間	800	500	500																																																																																																																														
1日	1,000	800	800	6時間を超える利用																																																																																																																													
超過料金	120	80	80	1時間ごとに																																																																																																																													
	利用料金	摘要																																																																																																																															
個室	3,000円	利用開始から3時間以内																																																																																																																															
中広間	10,000	半室利用は半額																																																																																																																															
音響設備室	1,000	利用開始から1時間以内																																																																																																																															
区分	1名利用料																																																																																																																																
大人	400円																																																																																																																																
小学校中学校の児童生徒及びこれに類する学校施設の児童生徒	200円																																																																																																																																
老人及び身体障害者	100円																																																																																																																																
町民が規則に定める回数利用券を利用する場合	一号該当者 300円 二号該当者 150円																																																																																																																																
保育園幼稚園及び幼児(但し、保護者同伴の場合のみ)	無料																																																																																																																																
区分	大人	小人等	摘要																																																																																																																														
2時間	400円	250円																																																																																																																															
4時間	700	450																																																																																																																															
6時間	1,000	600																																																																																																																															
1日	1,500	900																																																																																																																															
超過料金	200	100	1時間を超えるごとに																																																																																																																														
	6時間	12時間以上																																																																																																																															
6畳	3,500円	5,500	個室																																																																																																																														
8畳	4,000	6,000	個室																																																																																																																														
28畳	7,000	11,000	中広間																																																																																																																														
56畳	14,000	22,000	中広間																																																																																																																														
	大人	児童	幼児(3歳以上)																																																																																																																														
A	7,000円	5,000円	4,000円																																																																																																																														
B	8,000円	5,500円	4,500円																																																																																																																														
C	9,000円	6,000円	5,000円																																																																																																																														
素泊	5,000円	4,000円	3,000円																																																																																																																														
	大人	児童・幼児																																																																																																																															
2H	1,000円	500円																																																																																																																															
半日	2,000円	1,000円																																																																																																																															
1日	3,000円	1,500円																																																																																																																															

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																								
現 況				調整理由・課題																																																							
【温泉施設等使用料】																																																											
子持村		赤城村		北橋村																																																							
子持村温泉センター (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人老人並びに身体障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間券</td> <td>250</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>3時間券</td> <td>400</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>6時間券</td> <td>800</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td>1,200</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table>		区分	大人	小人老人並びに身体障害者	1時間券	250	150	3時間券	400	300	6時間券	800	500	1日券	1,200	800	総合福祉センター (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">温泉</td> <td>3時間</td> <td>大人 500 小人 300</td> <td rowspan="9">入館の承認を受けたとき</td> <td rowspan="9">1,大人は中学生以上とする。 2,追加料金は1時間増すごとに大人200円、小人100円を加算するものとする。 3,身体障害者が温泉を使用する場合は、小人の使用料金額とする。</td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>大人 900 小人 500</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>大人 1,500 小人 800</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">プール</td> <td>3時間</td> <td>大人 200 小人 100</td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>大人 300 小人 200</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>大人 400 小人 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">温泉・プール共通</td> <td>3時間</td> <td>大人 600 小人 400</td> </tr> <tr> <td>6時間</td> <td>大人 1,000 小人 600</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>大人 1,600 小人 900</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	温泉	3時間	大人 500 小人 300	入館の承認を受けたとき	1,大人は中学生以上とする。 2,追加料金は1時間増すごとに大人200円、小人100円を加算するものとする。 3,身体障害者が温泉を使用する場合は、小人の使用料金額とする。	6時間	大人 900 小人 500	1日	大人 1,500 小人 800	プール	3時間	大人 200 小人 100	6時間	大人 300 小人 200	1日	大人 400 小人 300	温泉・プール共通	3時間	大人 600 小人 400	6時間	大人 1,000 小人 600	1日	大人 1,600 小人 900	北橋温泉ばんどうの湯世代間交流ふれあいセンター 北橋温泉ばんどうの湯世代間交流ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(第6条) 1 使用料(2時間) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>小人(小学生)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>村内高齢者(65歳以上) 障害者</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>小学生未満</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>貸し切り風呂(3人まで)</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> 2 超過料金(1時間ごと) 大人...200円 小人(小学生)・村内高齢者(65歳以上)・障害者...100円	区分	金額	大人	300	小人(小学生)		村内高齢者(65歳以上) 障害者	200	小学生未満	無料	貸し切り風呂(3人まで)	500
区分	大人	小人老人並びに身体障害者																																																									
1時間券	250	150																																																									
3時間券	400	300																																																									
6時間券	800	500																																																									
1日券	1,200	800																																																									
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																							
温泉	3時間	大人 500 小人 300	入館の承認を受けたとき	1,大人は中学生以上とする。 2,追加料金は1時間増すごとに大人200円、小人100円を加算するものとする。 3,身体障害者が温泉を使用する場合は、小人の使用料金額とする。																																																							
	6時間	大人 900 小人 500																																																									
	1日	大人 1,500 小人 800																																																									
プール	3時間	大人 200 小人 100																																																									
	6時間	大人 300 小人 200																																																									
	1日	大人 400 小人 300																																																									
	温泉・プール共通	3時間			大人 600 小人 400																																																						
		6時間			大人 1,000 小人 600																																																						
		1日			大人 1,600 小人 900																																																						
区分	金額																																																										
大人	300																																																										
小人(小学生)																																																											
村内高齢者(65歳以上) 障害者	200																																																										
小学生未満	無料																																																										
貸し切り風呂(3人まで)	500																																																										

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																																																																																																																																																																																					
現			況																																																																																																																																																																																																																																					
【商工観光施設等使用料】				調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																				
<p>渋川市</p> <p>渋川スカイランドパーク遊園地</p> <p>1 入園料(1人につき)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>3歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>70歳以上の市内在住者</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳以上中学生まで</td> <td>500円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>800円</td> <td>720円</td> </tr> </table> <p>2 遊戯施設(1人1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>ネイブルコースター</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>アストロファイター</td> <td>500円</td> </tr> </table> <p>3 児童遊園地施設</p> <table border="1"> <tr> <td>複合児童遊園遊具</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ふわふわドーム</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>4 便益施設</p> <p>勤労福祉センター (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <td>コインロッカー</td> <td>150円</td> </tr> </table> <p>商品展示、予約、販売等、または入場料その他の料金を徴収して使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の人... 2倍の額 市外の人... 3倍の額 ・市外の人が会議等で使用する場合... 上記使用料の2倍の額 <p>次の場合は「使用料減免申請書」の提出により、上記使用料の2分の1の額</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~12:00</th> <th>13:00~12:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>18:00~22:00</th> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>第4会議室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>2,400</td> <td>3,600</td> <td>3,600</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の漏示関係団体が使用する場合 ・市内の福祉団体が福祉活動で使用する場合 ・市内の社会教育関係団体が社会教育活動で使用する場合 <p>市営駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">市営並木町駐車場</td> <td>定期使用</td> <td>屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円</td> </tr> <tr> <td>定期使用</td> <td>屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円</td> </tr> <tr> <td>市営駅前駐車場</td> <td>一時使用</td> <td>1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)</td> </tr> </table>		区分	個人	団体	3歳未満	無料	無料	70歳以上の市内在住者	無料	無料	3歳以上中学生まで	500円	450円	上記以外	800円	720円	ネイブルコースター	600円	アストロファイター	500円	複合児童遊園遊具	無料	ふわふわドーム	無料	コインロッカー	150円	区分	午前		午後		夜間		8:30~12:00	13:00~12:00	13:00~12:00	18:00~22:00	18:00~22:00	18:00~22:00	第1会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第2会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第3会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	第4会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400	小会議室	700	700	700	1,000	1,000	1,000	大会議室	2,400	3,600	3,600	4,800	4,800	4,800	和室	700	700	700	1,000	1,000	1,000	名称	区分	使用料	市営並木町駐車場	定期使用	屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円	定期使用	屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円	市営駅前駐車場	一時使用	1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)	<p>伊香保町</p> <p>伊香保町ビジターセンター (単位:円)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>9~13時</th> <th>13~17時</th> <th>17~21時</th> </tr> <tr> <td>四階会議室(大会議室)</td> <td>1,000円</td> <td>3,500円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>四階会議室(小会議室)</td> <td>500円</td> <td>1,750円</td> <td>1,750円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>一階研修室</td> <td>1,500円</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table> <p>展示室、スケート資料館 観覧入室は無料 閉館</p> <p>伊香保ロープウェイ(普通索道旅客運送)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>片道</th> <th>往復</th> </tr> <tr> <td>大人12歳以上</td> <td>480円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>小児6歳~12歳未満</td> <td>240円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>幼児1歳~6歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児1歳未満</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table> <p>伊香保温泉長峰ヘリポート着陸のための使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>最大離陸重量が1トンの機種</td> <td>1回につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種</td> <td>1回につき1,500円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種</td> <td>1回につき2,000円</td> </tr> <tr> <td>最大離陸重量が6トンを超える機種</td> <td>1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額</td> </tr> </table> <p>伊香保関所 無料開放</p> <p>町営駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">最初の2時間まで</th> <th colspan="2">1時間超過につき</th> <th colspan="2">1日(9時~17時)</th> <th rowspan="2">泊留料</th> </tr> <tr> <th>700</th> <th>300</th> <th>300</th> <th>1,800</th> <th>2,500</th> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td></td> <td>700</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイクロバス</td> <td></td> <td>500</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通車・軽四輪</td> <td></td> <td>300</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>700</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軽二輪</td> <td></td> <td>100</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>300</td> <td>500</td> <td></td> </tr> </table> <p>月単位使用(管理者の承諾を得た場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物産駐車場 1区画 月額4,000円 ・常磐駐車場 1区画 月額4,000円 <p>徳富蘆花記念文学館駐車場</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">最初の2時間まで</th> <th colspan="2">最初の2時間を超えた1時間につき</th> <th rowspan="2">泊留料</th> </tr> <tr> <th>無料</th> <th>無料</th> <th>無料</th> <th>300円</th> </tr> <tr> <td>二輪車</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通車・軽四輪</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>100円</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の車両</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> </table>		区分	1時間	9~13時	13~17時	17~21時	四階会議室(大会議室)	1,000円	3,500円	3,500円	4,000円	四階会議室(小会議室)	500円	1,750円	1,750円	2,000円	一階研修室	1,500円	4,000円	4,000円	6,000円	区分	片道	往復	大人12歳以上	480円	800円	小児6歳~12歳未満	240円	400円	幼児1歳~6歳未満	無料	無料	乳児1歳未満	無料	無料	最大離陸重量が1トンの機種	1回につき1,000円	最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき1,500円	最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき2,000円	最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額	種別	区分	最初の2時間まで		1時間超過につき		1日(9時~17時)		泊留料	700	300	300	1,800	2,500	バス・トラック		700	300	300	1,800	2,500		マイクロバス		500	200	200	1,500	2,000		普通車・軽四輪		300	150	150	700	1,000		軽二輪		100	50	50	300	500		種別	区分	最初の2時間まで		最初の2時間を超えた1時間につき		泊留料	無料	無料	無料	300円	二輪車		無料	無料	無料	300円		普通車・軽四輪		無料	無料	100円	800円		上記以外の車両		無料	無料	200円	2,000円		<p>小野上村</p> <p>小野上温泉公園遊具施設</p> <table border="1"> <tr> <th>遊具の種類</th> <th>使用料(1台当たり)</th> </tr> <tr> <td>ゴーカート(エンジン付)</td> <td>1回200円(コ-11周)</td> </tr> <tr> <td>バッテリーカー</td> <td>1回100円(コ-11周)</td> </tr> <tr> <td>かわり自転車</td> <td>1回 50円(コ-11周)</td> </tr> </table>		遊具の種類	使用料(1台当たり)	ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コ-11周)	バッテリーカー	1回100円(コ-11周)	かわり自転車	1回 50円(コ-11周)
区分	個人	団体																																																																																																																																																																																																																																						
3歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
70歳以上の市内在住者	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
3歳以上中学生まで	500円	450円																																																																																																																																																																																																																																						
上記以外	800円	720円																																																																																																																																																																																																																																						
ネイブルコースター	600円																																																																																																																																																																																																																																							
アストロファイター	500円																																																																																																																																																																																																																																							
複合児童遊園遊具	無料																																																																																																																																																																																																																																							
ふわふわドーム	無料																																																																																																																																																																																																																																							
コインロッカー	150円																																																																																																																																																																																																																																							
区分	午前		午後		夜間																																																																																																																																																																																																																																			
	8:30~12:00	13:00~12:00	13:00~12:00	18:00~22:00	18:00~22:00	18:00~22:00																																																																																																																																																																																																																																		
第1会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第2会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第3会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
第4会議室	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400	1,400																																																																																																																																																																																																																																		
小会議室	700	700	700	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
大会議室	2,400	3,600	3,600	4,800	4,800	4,800																																																																																																																																																																																																																																		
和室	700	700	700	1,000	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
名称	区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																						
市営並木町駐車場	定期使用	屋内 1月 5,000円 屋外 1月 4,000円																																																																																																																																																																																																																																						
	定期使用	屋内 1月 6,000円 屋外 1月 5,000円																																																																																																																																																																																																																																						
市営駅前駐車場	一時使用	1時間につき1台200円。ただし、駐車始期から30分まで無料とする。(22:00~7:00までの間は無料)																																																																																																																																																																																																																																						
区分	1時間	9~13時	13~17時	17~21時																																																																																																																																																																																																																																				
四階会議室(大会議室)	1,000円	3,500円	3,500円	4,000円																																																																																																																																																																																																																																				
四階会議室(小会議室)	500円	1,750円	1,750円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																				
一階研修室	1,500円	4,000円	4,000円	6,000円																																																																																																																																																																																																																																				
区分	片道	往復																																																																																																																																																																																																																																						
大人12歳以上	480円	800円																																																																																																																																																																																																																																						
小児6歳~12歳未満	240円	400円																																																																																																																																																																																																																																						
幼児1歳~6歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
乳児1歳未満	無料	無料																																																																																																																																																																																																																																						
最大離陸重量が1トンの機種	1回につき1,000円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が1トンを超え3トン以下の機種	1回につき1,500円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が3トンを超え6トン以下の機種	1回につき2,000円																																																																																																																																																																																																																																							
最大離陸重量が6トンを超える機種	1回につき2,000円に最大離陸重量が6トンを越える部分について1トンあたり1,500円を加算した額																																																																																																																																																																																																																																							
種別	区分	最初の2時間まで		1時間超過につき		1日(9時~17時)		泊留料																																																																																																																																																																																																																																
		700	300	300	1,800	2,500																																																																																																																																																																																																																																		
バス・トラック		700	300	300	1,800	2,500																																																																																																																																																																																																																																		
マイクロバス		500	200	200	1,500	2,000																																																																																																																																																																																																																																		
普通車・軽四輪		300	150	150	700	1,000																																																																																																																																																																																																																																		
軽二輪		100	50	50	300	500																																																																																																																																																																																																																																		
種別	区分	最初の2時間まで		最初の2時間を超えた1時間につき		泊留料																																																																																																																																																																																																																																		
		無料	無料	無料	300円																																																																																																																																																																																																																																			
二輪車		無料	無料	無料	300円																																																																																																																																																																																																																																			
普通車・軽四輪		無料	無料	100円	800円																																																																																																																																																																																																																																			
上記以外の車両		無料	無料	200円	2,000円																																																																																																																																																																																																																																			
遊具の種類	使用料(1台当たり)																																																																																																																																																																																																																																							
ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							
バッテリーカー	1回100円(コ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							
かわり自転車	1回 50円(コ-11周)																																																																																																																																																																																																																																							

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題																																																															
現			況																																																																	
【商工観光施設等使用料】																																																																				
子持村		赤城村		北橋村																																																																
		<p>赤城村農畜産物加工研修所 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3加工室</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>農村公園六万水車 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精米</td> <td>30kg 当たり</td> <td>210</td> <td rowspan="2">使用の承認を受けたとき</td> <td></td> </tr> <tr> <td>製粉</td> <td>10k 当たり</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	第1加工室	9~13時	520	使用の承認を受けたとき	使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。	13~17時	520	第2加工室	9~13時	520	13~17時	520	第3加工室	9~13時	520	13~17時	520	区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	精米	30kg 当たり	210	使用の承認を受けたとき		製粉	10k 当たり	100																														
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
第1加工室	9~13時	520	使用の承認を受けたとき	使用が17時以降にわたる場合は、1時間について100円を加算するものとする。																																																																
	13~17時	520																																																																		
第2加工室	9~13時	520																																																																		
	13~17時	520																																																																		
第3加工室	9~13時	520																																																																		
	13~17時	520																																																																		
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
精米	30kg 当たり	210	使用の承認を受けたとき																																																																	
製粉	10k 当たり	100																																																																		
<p>メープルヴィレッジ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用形態</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">バンガロー</td> <td rowspan="3">1泊</td> <td>6人用</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>10人用</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>12人用</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー棟</td> <td>日帰り</td> <td>中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料</td> <td>200円 100円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	利用形態	区分	使用料	バンガロー	1泊	6人用	12,000円	10人用	20,000円	12人用	24,000円	バーベキュー棟	日帰り	中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料	200円 100円	<p>沼尾川親水公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 200</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>小人 100</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 520</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1日</td> <td>一棟 3,150</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>つりぼり</td> <td>1日</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バーベキューハウス</td> <td rowspan="2">2時間以内</td> <td>一棟 (コンロ)</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤城キャンプ場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場</td> <td rowspan="2">1日</td> <td>大人 200</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">大人は、中学生以上とする。</td> </tr> <tr> <td>小人 100</td> </tr> <tr> <td>テント</td> <td>1日</td> <td>一張 520</td> </tr> <tr> <td>バンガロー</td> <td>1日</td> <td>一棟 3,150</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>3分</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。	小人 100	テント	1日	一張 520	バンガロー	1日	一棟 3,150	シャワー	3分	100	つりぼり	1日	3,150	バーベキューハウス	2時間以内	一棟 (コンロ)	520	区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。	小人 100	テント	1日	一張 520	バンガロー	1日	一棟 3,150	シャワー	3分	100		
施設名	利用形態	区分	使用料																																																																	
バンガロー	1泊	6人用	12,000円																																																																	
		10人用	20,000円																																																																	
		12人用	24,000円																																																																	
バーベキュー棟	日帰り	中学生以上 小学生 宿泊者、幼児無料	200円 100円																																																																	
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																
キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。																																																																
		小人 100																																																																		
テント	1日	一張 520																																																																		
バンガロー	1日	一棟 3,150																																																																		
シャワー	3分	100																																																																		
つりぼり	1日	3,150																																																																		
バーベキューハウス	2時間以内	一棟 (コンロ)	520																																																																	
		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																														
キャンプ場	1日	大人 200	使用の承認を受けたとき	大人は、中学生以上とする。																																																																
		小人 100																																																																		
テント	1日	一張 520																																																																		
バンガロー	1日	一棟 3,150																																																																		
シャワー	3分	100																																																																		

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																																																																									
現				況																																																																																																																																																																																																																																																																																											
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																																																																																															
渋川市				伊香保町																																																																																																																																																																																																																																																																																											
<p>有料公園施設使用料 1 渋川市総合公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上競技場</td> <td>専用使用</td> <td rowspan="3">1時間</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>380</td> <td>1,500</td> <td>450</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>60</td> <td>250</td> <td>80</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陸上競技場</td> <td>年間使用</td> <td>1人1年</td> <td colspan="4">市内2,500</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>放送設備</td> <td colspan="2">1時間</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">野球場</td> <td rowspan="2">専用使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>600</td> <td>1,900</td> <td>720</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td colspan="2">1時間</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">体育館</td> <td rowspan="2">専用使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>1,000</td> <td>3,700</td> <td>1,200</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>大体育室</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td rowspan="2">1面</td> <td>150</td> <td>500</td> <td>180</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>籠球</td> <td>500</td> <td>1,800</td> <td>600</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td rowspan="2">1種目</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>ハンドボール</td> <td>250</td> <td>1,000</td> <td>300</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">附属設備</td> <td>放送設備</td> <td>1時間</td> <td colspan="4">300</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>1人1回</td> <td colspan="4">300</td> </tr> <tr> <td>大体育室照明</td> <td>1/2点灯</td> <td colspan="2">1時間</td> <td colspan="2">1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動広場</td> <td rowspan="2">専用使用</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td>400</td> <td>1,600</td> <td>480</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td colspan="2">放送設備</td> <td colspan="2">100</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降		市内	市外	市内	市外	陸上競技場	専用使用	1時間	500	1,800	600	2,200	共用	380	1,500	450	1,800	個人	60	250	80	380	陸上競技場	年間使用	1人1年	市内2,500				附属設備	放送設備	1時間		100		野球場	専用使用	1時間	600	1,900	720	2,400	附属設備	1時間		100		体育館	専用使用	1時間	1,000	3,700	1,200	4,500	大体育室	500	1,800	600	2,200	部分使用	1面	150	500	180	630	籠球	500	1,800	600	2,200	部分使用	1時間	250	1,000	300	1,200	バレーボール	250	1,000	300	1,200	部分使用	1種目	250	1,000	300	1,200	ハンドボール	250	1,000	300	1,200	附属設備	放送設備	1時間	300				温水シャワー	1人1回	300				大体育室照明	1/2点灯	1時間		1,400		運動広場	専用使用	1時間	400	1,600	480	2,000	附属設備	放送設備		100		<p>伊香保町屋外運動場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間あたり</td> <td></td> <td>500</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間照明使用料(30分につき)</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td></td> <td>この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。</td> </tr> <tr> <td>ベース使用料(1式)</td> <td>無料</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石灰使用料</td> <td>無料</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>伊香保町体育館 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象</th> <th>9時～正午</th> <th>正午～17時</th> <th>17時～22時</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アリーナ</td> <td>町内</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トレーニングルーム</td> <td>町内1人</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町外1人</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>町内</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>2,500</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>10,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>伊香保町体育館附帯設備 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>体育館照明</th> <th>体育館暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内</td> <td>アリーナ 300</td> <td>アリーナ 1,000</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>町内</td> <td>部分使用アリーナ半面</td> <td>貸出 機 200円/台</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>トレーニングルーム 1,000</td> <td>1日 いす 100円/脚</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：体育競技以外の使用は倍額とする。入場券等を有料で発行し、あるいは入場料等の料金を徴収して使用する際は、体育競技の場合は上記表の倍額、その他の場合は上記表の3倍とする。</p>				区分	使用料	町内	町外	備考	1時間あたり		500	1,500		夜間照明使用料(30分につき)	1,500	3,000		この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。	ベース使用料(1式)	無料	500			石灰使用料	無料	500			区分	対象	9時～正午	正午～17時	17時～22時	1日	アリーナ	町内	1,000	1,000	1,000	3,000	町外	4,500	7,500	7,500	19,500	トレーニングルーム	町内1人	100	100	100		町外1人	1,000	1,000	1,000	3,000	部分使用	町内	500	500	500	1,500	町外	2,500	4,000	4,000	10,500	対象	体育館照明	体育館暖房	町内	アリーナ 300	アリーナ 1,000	町外	1,500	3,000	町内	部分使用アリーナ半面	貸出 機 200円/台	町外	トレーニングルーム 1,000	1日 いす 100円/脚	<p>小野上村 (単位：円)</p> <p>小野上温泉公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ゲートボール場</td> <td>午前(正午まで)</td> <td>1面 1,550</td> </tr> <tr> <td>午後(正午から)</td> <td>1面 1,550</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">テニスコート</td> <td>午前(正午まで)</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td>午後(正午から)</td> <td>1面 2,060</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1面 3,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：村社・つ団体、社会教育団体、公共団体は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>バーベキュー</th> <th>施設使用料</th> <th>500</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広場</td> <td>鉄板使用料</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>小野上温泉公園遊具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>遊具の種類</th> <th>使用料(1台あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴーカート(エンジン付)</td> <td>1回200円(コース1周)</td> </tr> <tr> <td>バッテリーカー</td> <td>1回100円(コース1周)</td> </tr> <tr> <td>かわり自転車</td> <td>1回50円(コース1周)</td> </tr> </tbody> </table> <p>小野上村運動公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時以前</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>午前8時～午後5時</td> <td>2,570</td> </tr> <tr> <td>午前8時～正午</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>正午～午後5時</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>午後5時以降</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考：体協、体協加盟団体、幼・小・中学校、社会教育団体、公共団体は無料</p> <p>小野上村山村広場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>村内林業者</th> <th>村内者</th> <th>村外者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>60分グラウンド使用料含む</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	区分	使用料	ゲートボール場	午前(正午まで)	1面 1,550	午後(正午から)	1面 1,550	1日	1面 2,060	テニスコート	午前(正午まで)	1面 2,060	午後(正午から)	1面 2,060	1日	1面 3,090	バーベキュー	施設使用料	500	広場	鉄板使用料	500	遊具の種類	使用料(1台あたり)	ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コース1周)	バッテリーカー	1回100円(コース1周)	かわり自転車	1回50円(コース1周)	区分	使用料	午前8時以前	510	午前8時～午後5時	2,570	午前8時～正午	1,300	正午～午後5時	1,550	午後5時以降	510	区分	村内林業者	村内者	村外者	備考	午前	無料	無料	1,000		午後	無料	無料	1,000		1日	無料	無料	2,000		夜間	500	1,000	2,000	60分グラウンド使用料含む
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで				午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																																																																																																																									
陸上競技場	専用使用	1時間	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	共用		380	1,500	450	1,800																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	個人		60	250	80	380																																																																																																																																																																																																																																																																																									
陸上競技場	年間使用	1人1年	市内2,500																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	附属設備	放送設備	1時間		100																																																																																																																																																																																																																																																																																										
野球場	専用使用	1時間	600	1,900	720	2,400																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			附属設備	1時間		100																																																																																																																																																																																																																																																																																									
体育館	専用使用	1時間	1,000	3,700	1,200	4,500																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			大体育室	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	部分使用	1面	150	500	180	630																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			籠球	500	1,800	600	2,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	部分使用	1時間	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			バレーボール	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	部分使用	1種目	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			ハンドボール	250	1,000	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	附属設備	放送設備	1時間	300																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		温水シャワー	1人1回	300																																																																																																																																																																																																																																																																																											
大体育室照明		1/2点灯	1時間		1,400																																																																																																																																																																																																																																																																																										
運動広場	専用使用	1時間	400	1,600	480	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			附属設備	放送設備		100																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	使用料	町内	町外	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1時間あたり		500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																												
夜間照明使用料(30分につき)	1,500	3,000		この場合1枚30分のコインを使用し、30分未満の使用であっても30分とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ベース使用料(1式)	無料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																													
石灰使用料	無料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	対象	9時～正午	正午～17時	17時～22時	1日																																																																																																																																																																																																																																																																																										
アリーナ	町内	1,000	1,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外	4,500	7,500	7,500	19,500																																																																																																																																																																																																																																																																																										
トレーニングルーム	町内1人	100	100	100																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	町外1人	1,000	1,000	1,000	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																										
部分使用	町内	500	500	500	1,500																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外	2,500	4,000	4,000	10,500																																																																																																																																																																																																																																																																																										
対象	体育館照明	体育館暖房																																																																																																																																																																																																																																																																																													
町内	アリーナ 300	アリーナ 1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																													
町外	1,500	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																													
町内	部分使用アリーナ半面	貸出 機 200円/台																																																																																																																																																																																																																																																																																													
町外	トレーニングルーム 1,000	1日 いす 100円/脚																																																																																																																																																																																																																																																																																													
施設名	区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ゲートボール場	午前(正午まで)	1面 1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	午後(正午から)	1面 1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1日	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																													
テニスコート	午前(正午まで)	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	午後(正午から)	1面 2,060																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1日	1面 3,090																																																																																																																																																																																																																																																																																													
バーベキュー	施設使用料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																													
広場	鉄板使用料	500																																																																																																																																																																																																																																																																																													
遊具の種類	使用料(1台あたり)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ゴーカート(エンジン付)	1回200円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
バッテリーカー	1回100円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
かわり自転車	1回50円(コース1周)																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																														
午前8時以前	510																																																																																																																																																																																																																																																																																														
午前8時～午後5時	2,570																																																																																																																																																																																																																																																																																														
午前8時～正午	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																														
正午～午後5時	1,550																																																																																																																																																																																																																																																																																														
午後5時以降	510																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	村内林業者	村内者	村外者	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																											
午前	無料	無料	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
午後	無料	無料	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1日	無料	無料	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																												
夜間	500	1,000	2,000	60分グラウンド使用料含む																																																																																																																																																																																																																																																																																											

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること				関係項目																																																																																																																																																																																																																			
現						況				調整理由・課題																																																																																																																																																																																																															
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																									
子持村						赤城村				北橋村																																																																																																																																																																																																															
子持村社会体育館 【団体使用】 (単位：円)						社会体育館使用料				北橋村総合社会体育館 北橋村総合社会体育館の設置及び管理に関する条例(第8条) 1 占用使用 (単位：円)																																																																																																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フロアー (1時間)</th> <th colspan="2">照明料金 (1時間)</th> <th colspan="2">冷暖房費 (1時間)</th> </tr> <tr> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ全面</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ半面</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/3面</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>800</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アリーナ1/10面</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ全面</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ半面</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ1/3面</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>サブアリーナ観覧席 使用</td> <td>2000</td> <td>4000</td> <td>400</td> <td>800</td> <td>1200</td> <td>2400</td> </tr> <tr> <td>常設卓球場</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>600</td> <td>1200</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td colspan="6">(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円</td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td colspan="6">(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円</td> </tr> <tr> <td>全館使用</td> <td>2000円+サブアリーナ観覧席使用料</td> <td>4000円+サブアリーナ観覧席使用料</td> <td>1400</td> <td>2800</td> <td>2000</td> <td>4000</td> </tr> </tbody> </table>							フロアー (1時間)		照明料金 (1時間)		冷暖房費 (1時間)		村内	村外	村内	村外	村内	村外	アリーナ全面	1000	2000	1000	2000			アリーナ半面	500	1000	500	1000			アリーナ1/3面	400	800	400	800			アリーナ1/10面	100	200	100	200			サブアリーナ全面	400	800	400	800	1200	2400	サブアリーナ半面	200	400	200	400	1200	2400	サブアリーナ1/3面	100	200	100	200	1200	2400	サブアリーナ観覧席 使用	2000	4000	400	800	1200	2400	常設卓球場	100	200	無料	無料			会議室	200	400	無料	無料	600	1200	放送設備	(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円						電光掲示板	(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円						全館使用	2000円+サブアリーナ観覧席使用料	4000円+サブアリーナ観覧席使用料	1400	2800	2000	4000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> <th>徴収の 時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">屋内運動場</td> <td>午前</td> <td>1,570</td> <td rowspan="4">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="4">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>30分 照明料金</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">武道館</td> <td>午前</td> <td>520</td> <td rowspan="4">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="4">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>30分 照明料金</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考	屋内運動場	午前	1,570	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	1,570	夜間	1,570	30分 照明料金	500	武道館	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	520	夜間	520	30分 照明料金	300	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>9~12時</th> <th>13~17時</th> <th>17~21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">入場料を徴収しない場合</td> <td rowspan="2">体育室</td> <td>スポーツ行事</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>4,720</td> <td>6,300</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>31,500</td> <td>42,000</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>1,050</td> <td>1,390</td> <td>1,390</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>1,570</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>10,500</td> <td>13,990</td> <td>13,990</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">入場料を徴収する場合</td> <td rowspan="2">体育室</td> <td>スポーツ行事</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>9,450</td> <td>12,600</td> <td>12,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>63,000</td> <td>84,000</td> <td>84,000</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>2,100</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>スポーツ行事</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>21,000</td> <td>27,990</td> <td>27,990</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的コート</td> <td>スポーツ行事</td> <td>2,100</td> <td>2,790</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>スポーツ行事以外</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>				使用区分	時間区分	午前	午後	夜間	9~12時	13~17時	17~21時	入場料を徴収しない場合	体育室	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200	スポーツ行事以外	4,720	6,300	6,300	柔道場	スポーツ行事	31,500	42,000	42,000	スポーツ行事以外	1,050	1,390	1,390	剣道場	スポーツ行事	1,570	2,100	2,100	スポーツ行事以外	10,500	13,990	13,990	入場料を徴収する場合	体育室	スポーツ行事	6,300	8,400	8,400	スポーツ行事以外	9,450	12,600	12,600	柔道場	スポーツ行事	63,000	84,000	84,000	スポーツ行事以外	2,100	2,790	2,790	剣道場	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200	スポーツ行事以外	21,000	27,990	27,990	多目的コート	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790	スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200
	フロアー (1時間)		照明料金 (1時間)		冷暖房費 (1時間)																																																																																																																																																																																																																				
	村内	村外	村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																																																																																			
アリーナ全面	1000	2000	1000	2000																																																																																																																																																																																																																					
アリーナ半面	500	1000	500	1000																																																																																																																																																																																																																					
アリーナ1/3面	400	800	400	800																																																																																																																																																																																																																					
アリーナ1/10面	100	200	100	200																																																																																																																																																																																																																					
サブアリーナ全面	400	800	400	800	1200	2400																																																																																																																																																																																																																			
サブアリーナ半面	200	400	200	400	1200	2400																																																																																																																																																																																																																			
サブアリーナ1/3面	100	200	100	200	1200	2400																																																																																																																																																																																																																			
サブアリーナ観覧席 使用	2000	4000	400	800	1200	2400																																																																																																																																																																																																																			
常設卓球場	100	200	無料	無料																																																																																																																																																																																																																					
会議室	200	400	無料	無料	600	1200																																																																																																																																																																																																																			
放送設備	(村内) 1回につき300円 (村外) 1回につき600円																																																																																																																																																																																																																								
電光掲示板	(村内) 1回につき500円 (村外) 1回につき1000円																																																																																																																																																																																																																								
全館使用	2000円+サブアリーナ観覧席使用料	4000円+サブアリーナ観覧席使用料	1400	2800	2000	4000																																																																																																																																																																																																																			
区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考																																																																																																																																																																																																																					
屋内運動場	午前	1,570	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	午後	1,570																																																																																																																																																																																																																							
	夜間	1,570																																																																																																																																																																																																																							
	30分 照明料金	500																																																																																																																																																																																																																							
武道館	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	午後	520																																																																																																																																																																																																																							
	夜間	520																																																																																																																																																																																																																							
	30分 照明料金	300																																																																																																																																																																																																																							
使用区分	時間区分	午前	午後	夜間																																																																																																																																																																																																																					
		9~12時	13~17時	17~21時																																																																																																																																																																																																																					
入場料を徴収しない場合	体育室	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	4,720	6,300	6,300																																																																																																																																																																																																																				
	柔道場	スポーツ行事	31,500	42,000	42,000																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	1,050	1,390	1,390																																																																																																																																																																																																																				
	剣道場	スポーツ行事	1,570	2,100	2,100																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	10,500	13,990	13,990																																																																																																																																																																																																																				
入場料を徴収する場合	体育室	スポーツ行事	6,300	8,400	8,400																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	9,450	12,600	12,600																																																																																																																																																																																																																				
	柔道場	スポーツ行事	63,000	84,000	84,000																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	2,100	2,790	2,790																																																																																																																																																																																																																				
	剣道場	スポーツ行事	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																				
		スポーツ行事以外	21,000	27,990	27,990																																																																																																																																																																																																																				
多目的コート	スポーツ行事	2,100	2,790	2,790																																																																																																																																																																																																																					
	スポーツ行事以外	3,150	4,200	4,200																																																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> <th>徴収の 時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">野球場</td> <td>早朝 ~ 9時</td> <td>310</td> <td rowspan="7">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="7">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>9~ 13時</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>13~ 17時</td> <td>730</td> </tr> <tr> <td>17~ 19時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>19~ 22時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>照明料金 30分当たり</td> <td>第1 グラ ンド</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2 グラ ンド</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的 コート テニス コート</td> <td>1コ ート 1時 間</td> <td>100</td> <td rowspan="2">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="2">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>30分 照明 料金</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>						区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考	野球場	早朝 ~ 9時	310	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	9~ 13時	730	13~ 17時	730	17~ 19時	520	19~ 22時	840	照明料金 30分当たり	第1 グラ ンド	500		第2 グラ ンド	1,000	多目的 コート テニス コート	1コ ート 1時 間	100	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	30分 照明 料金	200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> <th>徴収の 時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">照明料金 30分当たり</td> <td>第1 グラ ンド</td> <td>500</td> <td rowspan="2">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="2">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>第2 グラ ンド</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">多目的 コート テニス コート</td> <td>1コ ート 1時 間</td> <td>100</td> <td rowspan="2">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="2">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>30分 照明 料金</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考	照明料金 30分当たり	第1 グラ ンド	500	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	第2 グラ ンド	1,000	多目的 コート テニス コート	1コ ート 1時 間	100	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	30分 照明 料金	200																																																																																																																																																														
区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考																																																																																																																																																																																																																					
野球場	早朝 ~ 9時	310	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	9~ 13時	730																																																																																																																																																																																																																							
	13~ 17時	730																																																																																																																																																																																																																							
	17~ 19時	520																																																																																																																																																																																																																							
	19~ 22時	840																																																																																																																																																																																																																							
	照明料金 30分当たり	第1 グラ ンド			500																																																																																																																																																																																																																				
		第2 グラ ンド			1,000																																																																																																																																																																																																																				
多目的 コート テニス コート	1コ ート 1時 間	100	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	30分 照明 料金	200																																																																																																																																																																																																																							
区分	単位	金額 (円)	徴収の 時期	備考																																																																																																																																																																																																																					
照明料金 30分当たり	第1 グラ ンド	500	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	第2 グラ ンド	1,000																																																																																																																																																																																																																							
多目的 コート テニス コート	1コ ート 1時 間	100	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																																																																																																																																																																					
	30分 照明 料金	200																																																																																																																																																																																																																							

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題	
現					況					
【公園・体育施設等使用料】										
澁川市			伊香保町				小野上村			
澁川市総合公園(続) (単位:円)			伊香保町児童屋内体育館							
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降					
			市内	市外	市内	市外	区分	3時間以内	3時間~5時間	5時間以上
庭	専用使用	1時間/面	500	1,600	600	2,000	昼	3,000円	5,000円	7,000円
	個人使用	1時間/人	100	380	130	500	夜	5,000円	7,000円	9,000円
球場	年間使用	1人1年	市内3,900							
	附属設備	放送設備	1基	1時間			100			
	附属設備	照明設備	1面	1時間			500			
スケート広場	団体使用	1団体1時間	400	1,600	480	2,000	暖房設備使用の時 5割増 5割増 5割増			
	個人使用	1時間/人	70	270	80	400				
	年間使用	1人1年	市内2,600							
野外ステージ	附属設備	照明設備	申請1件			1時間				
	附属設備	コンセント	1時間			100				
バーベキュー場	専用使用	1炉1時間	午前8時30分から午後5時まで		午後5時から午後8時まで					
			市内	市外	市内	市外				
キャンプ場	専用使用	1区画1日	午前10時から翌日の午前10時まで		市		500 1,500			
			市		市					
吾妻川公園(野球場)			午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降					
区分	単位		市内	市外	市内	市外				
専用使用	1時間		200	800	240	1,000				
有馬野球場			午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降					
区分	単位		市内	市外	市内	市外				
専用使用	1時間		360	1,440	440	1,800				
放送設備は1時間100円										

協議項目		17 使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																					
現				況																																																																																																																																																							
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																											
子持村		赤城村		北橋村																																																																																																																																																							
子持村社会体育館 【個人使用】		総合運動自然公園 (単位：円)		北橋村総合体育館(続)																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th>トレーニング室</th> <th>区分</th> <th>単価</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>(村内)</td> <td>200円/回 3,000円/年</td> </tr> <tr> <td>(村外)</td> <td>400円/回 9,000円/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ランニングコース</td> <td>(村内)</td> <td>100円/回 2,000円/年</td> </tr> <tr> <td>(村外)</td> <td>200円/回 4,000円/年</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>(村内外共通)</td> <td>100円/回</td> </tr> </table>		トレーニング室	区分	単価		(村内)	200円/回 3,000円/年	(村外)	400円/回 9,000円/年	ランニングコース	(村内)	100円/回 2,000円/年	(村外)	200円/回 4,000円/年	シャワー	(村内外共通)	100円/回	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育室(アリーナ)専用使用</td> <td>9~12時</td> <td>2,790</td> <td rowspan="3">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="3">1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td>17~21時30分</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60分超過料金</td> <td>60分</td> <td>930</td> <td rowspan="2">照明料金</td> <td rowspan="2">全面利用</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">体育室(アリーナ)個人利用</td> <td>60分</td> <td>100</td> <td rowspan="2">照明を利用する場合</td> <td rowspan="2">200</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">柔道場・剣道場</td> <td>9~12時</td> <td>840</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>17~21時30分</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30分照明料金</td> <td>30分</td> <td>300</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>2,360</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60分超過料金</td> <td>60分</td> <td>260</td> <td rowspan="2">個人利用</td> <td rowspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100</td> </tr> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	体育室(アリーナ)専用使用	9~12時	2,790	使用の承認を受けたとき	1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。	13~17時	3,720	17~21時30分	3,720	60分超過料金	60分	930	照明料金	全面利用	30分	900	体育室(アリーナ)個人利用	60分	100	照明を利用する場合	200	30分	100	柔道場・剣道場	9~12時	840			13~17時	1,050	17~21時30分	1,050	30分照明料金	30分	300			1日	2,360	60分超過料金	60分	260	個人利用	100	1日	100	<table border="1"> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前 9~12時</th> <th>午後 13~17時</th> <th>夜間 17~21時</th> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>520</td> <td>690</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>520</td> <td>690</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 部分使用(1時間)</td> </tr> <tr> <td>・卓球(1台)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バドミントン(1面)</td> <td>120円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バスケットボール(1面)</td> <td>520円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バレーボール(1面)</td> <td>520円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">3 個人使用</td> </tr> <tr> <td>・柔道場(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・剣道場(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・トレーニングルーム(1回)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・シャワー(1回5分間)</td> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">4 照明使用料 (単位：円)</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">体育室</th> <th>柔道場</th> <th>剣道場</th> <th>卓球場(ステージ)</th> </tr> <tr> <th>使用料</th> <th>全点灯</th> <th>1/2点灯</th> <th>1/4点灯</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> <td>520</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </table>				時間区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 17~21時	使用区分				研修室	520	690	690	トレーニングルーム	520	690	690	2 部分使用(1時間)				・卓球(1台)	100円			・バドミントン(1面)	120円			・バスケットボール(1面)	520円			・バレーボール(1面)	520円			3 個人使用				・柔道場(1回)	100円			・剣道場(1回)	100円			・トレーニングルーム(1回)	100円			・シャワー(1回5分間)	100円			4 照明使用料 (単位：円)				区分	体育室			柔道場	剣道場	卓球場(ステージ)	使用料	全点灯	1/2点灯	1/4点灯				1時間	2,100	1,050	520	200	200	200
トレーニング室	区分	単価																																																																																																																																																									
	(村内)	200円/回 3,000円/年																																																																																																																																																									
	(村外)	400円/回 9,000円/年																																																																																																																																																									
ランニングコース	(村内)	100円/回 2,000円/年																																																																																																																																																									
	(村外)	200円/回 4,000円/年																																																																																																																																																									
シャワー	(村内外共通)	100円/回																																																																																																																																																									
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																																																																																																							
体育室(アリーナ)専用使用	9~12時	2,790	使用の承認を受けたとき	1, 村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。2, 使用面積が2分の1、3分の1の場合は、左記の額にそれぞれ2分の1、3分の1を乗じた額とする。(アリーナのみ) 3, 入場料金を徴収する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。																																																																																																																																																							
	13~17時	3,720																																																																																																																																																									
	17~21時30分	3,720																																																																																																																																																									
60分超過料金	60分	930	照明料金	全面利用																																																																																																																																																							
	30分	900																																																																																																																																																									
体育室(アリーナ)個人利用	60分	100	照明を利用する場合	200																																																																																																																																																							
	30分	100																																																																																																																																																									
柔道場・剣道場	9~12時	840																																																																																																																																																									
	13~17時	1,050																																																																																																																																																									
	17~21時30分	1,050																																																																																																																																																									
30分照明料金	30分	300																																																																																																																																																									
	1日	2,360																																																																																																																																																									
60分超過料金	60分	260	個人利用	100																																																																																																																																																							
	1日	100																																																																																																																																																									
時間区分	午前 9~12時	午後 13~17時	夜間 17~21時																																																																																																																																																								
使用区分																																																																																																																																																											
研修室	520	690	690																																																																																																																																																								
トレーニングルーム	520	690	690																																																																																																																																																								
2 部分使用(1時間)																																																																																																																																																											
・卓球(1台)	100円																																																																																																																																																										
・バドミントン(1面)	120円																																																																																																																																																										
・バスケットボール(1面)	520円																																																																																																																																																										
・バレーボール(1面)	520円																																																																																																																																																										
3 個人使用																																																																																																																																																											
・柔道場(1回)	100円																																																																																																																																																										
・剣道場(1回)	100円																																																																																																																																																										
・トレーニングルーム(1回)	100円																																																																																																																																																										
・シャワー(1回5分間)	100円																																																																																																																																																										
4 照明使用料 (単位：円)																																																																																																																																																											
区分	体育室			柔道場	剣道場	卓球場(ステージ)																																																																																																																																																					
使用料	全点灯	1/2点灯	1/4点灯																																																																																																																																																								
1時間	2,100	1,050	520	200	200	200																																																																																																																																																					
社会体育施設 (単位：円)				北橋村総合グラウンド 北橋村総合グラウンドの設置及び管理に関する条例(第6条) 1 グラウンド使用料(村外者) (単位：円)																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="4">1時間につき</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>子持村野球場</td> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>旧白郷井中学校体育館</td> <td>無料</td> <td>350</td> <td>350</td> <td>700</td> </tr> </table>		施設名	1時間につき					村内	村外	村内	村外	無料	350	350	700	子持村野球場	無料	350	350	700	旧白郷井中学校体育館	無料	350	350	700			<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>午前(7~12時)</th> <th>午後(12~17時)</th> <th>早朝及び夜間</th> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>サッカーコート</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>軽スポーツ広場</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>1,050</td> </tr> </table>				施設名	午前(7~12時)	午後(12~17時)	早朝及び夜間	野球場	2,100	2,100	2,100	陸上競技場	2,100	2,100	1,050	サッカーコート	2,100	2,100	1,050	軽スポーツ広場	2,100	2,100	1,050																																																																																																								
施設名	1時間につき																																																																																																																																																										
	村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																							
	無料	350	350	700																																																																																																																																																							
子持村野球場	無料	350	350	700																																																																																																																																																							
旧白郷井中学校体育館	無料	350	350	700																																																																																																																																																							
施設名	午前(7~12時)	午後(12~17時)	早朝及び夜間																																																																																																																																																								
野球場	2,100	2,100	2,100																																																																																																																																																								
陸上競技場	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																								
サッカーコート	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																								
軽スポーツ広場	2,100	2,100	1,050																																																																																																																																																								
横堀運動広場 (単位：円)				2 屋外照明使用料(野球場：30分単位) ・ 村内者 1,050円 ・ 村外者 3,150円																																																																																																																																																							
<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">1時間につき</th> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> <tr> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場(1面)</td> <td>無料</td> <td>1,000</td> </tr> </table>		施設名	1時間につき			村内	村外	無料	1,000	野球場	無料	1,000	テニスコート(1面)	無料	1,000	ゲートボール場(1面)	無料	1,000																																																																																																																																									
施設名	1時間につき																																																																																																																																																										
	村内	村外																																																																																																																																																									
	無料	1,000																																																																																																																																																									
野球場	無料	1,000																																																																																																																																																									
テニスコート(1面)	無料	1,000																																																																																																																																																									
ゲートボール場(1面)	無料	1,000																																																																																																																																																									

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
現況							調整理由・課題																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
渋川市			伊香保町			小野上村																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">坂東橋緑地公園 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">ソフトボール場</td> <td>専用使用</td> <td>全面</td> <td>800</td> <td>3,200</td> <td>960</td> <td>3,900</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>1/2面</td> <td>400</td> <td>1,600</td> <td>480</td> <td>2,000</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1/4面</td> <td>200</td> <td>800</td> <td>240</td> <td>1,000</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>放送設備</td> <td>1時間</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">100</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">庭球場</td> <td>専用使用</td> <td>1時間/面</td> <td>260</td> <td>1,000</td> <td>310</td> <td>1,300</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>個人使用</td> <td>1時間/人</td> <td>70</td> <td>260</td> <td>80</td> <td>390</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>年間使用</td> <td>1人1年</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">市内2,600</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">武道館 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1武道場</td> <td>専用時間</td> <td>480</td> <td>1,920</td> <td>600</td> <td>2,400</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>第2武道場</td> <td>部分時間</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>300</td> <td>1,200</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>個人1回</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>120</td> <td>480</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>個人1回</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>240</td> <td>960</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>時間</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>160</td> <td>620</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間使用</td> <td>第1武道場 第2武道場 弓道場</td> <td>1年</td> <td colspan="2">市内 2,400円</td> <td colspan="2">市外 9,600円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1年</td> <td colspan="2">市内 3,600円</td> <td colspan="2">市外 14,400円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>時間</td> <td colspan="2">放送設備 100円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>温水シャワー</td> <td>1回</td> <td colspan="2">100円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>更衣ロッカー</td> <td>1回</td> <td colspan="2">50円</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">市民体育館 (単位:円)</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">午前8時30分から午後5時まで</th> <th colspan="2">午前8時30分以前午後5時以降</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> <th>市内</th> <th>市外</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用使用</td> <td>時間</td> <td>240</td> <td>960</td> <td>300</td> <td>1,200</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>部分使用</td> <td>時間</td> <td>120</td> <td>480</td> <td>150</td> <td>600</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>駅前児童公園 野外ステージ用コンセント 1時間 100円</p>									坂東橋緑地公園 (単位:円)										施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降						市内	市外	市内	市外					ソフトボール場	専用使用	全面	800	3,200	960	3,900					部分使用	1/2面	400	1,600	480	2,000					1/4面	200	800	240	1,000					附属設備	放送設備	1時間			100						庭球場	専用使用	1時間/面	260	1,000	310	1,300					個人使用	1時間/人	70	260	80	390					年間使用	1人1年			市内2,600						武道館 (単位:円)										区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降						市内	市外	市内	市外					第1武道場	専用時間	480	1,920	600	2,400					第2武道場	部分時間	240	960	300	1,200					弓道場	個人1回	120	480	120	480					トレーニング室	個人1回	240	960	240	960					会議室	時間	120	480	160	620					年間使用	第1武道場 第2武道場 弓道場	1年	市内 2,400円		市外 9,600円						トレーニング室	1年	市内 3,600円		市外 14,400円						附属設備	時間	放送設備 100円									温水シャワー	1回	100円									更衣ロッカー	1回	50円								市民体育館 (単位:円)										区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降						市内	市外	市内	市外					専用使用	時間	240	960	300	1,200					部分使用	時間	120	480	150	600					-		-					
坂東橋緑地公園 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
施設名	区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ソフトボール場	専用使用	全面	800	3,200	960	3,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	部分使用	1/2面	400	1,600	480	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		1/4面	200	800	240	1,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	附属設備	放送設備	1時間			100																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
庭球場	専用使用	1時間/面	260	1,000	310	1,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	個人使用	1時間/人	70	260	80	390																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	年間使用	1人1年			市内2,600																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
武道館 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第1武道場	専用時間	480	1,920	600	2,400																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
第2武道場	部分時間	240	960	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
弓道場	個人1回	120	480	120	480																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
トレーニング室	個人1回	240	960	240	960																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
会議室	時間	120	480	160	620																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
年間使用	第1武道場 第2武道場 弓道場	1年	市内 2,400円		市外 9,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	トレーニング室	1年	市内 3,600円		市外 14,400円																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
附属設備	時間	放送設備 100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	温水シャワー	1回	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	更衣ロッカー	1回	50円																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
市民体育館 (単位:円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
区分	単位	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分以前午後5時以降																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		市内	市外	市内	市外																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
専用使用	時間	240	960	300	1,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
部分使用	時間	120	480	150	600																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題																																																																																																																																																																																																	
現			況																																																																																																																																																																																																			
【公園・体育施設等使用料】																																																																																																																																																																																																						
子持村		赤城村		北橋村																																																																																																																																																																																																		
<p>子持村運動施設 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="2">照明料</th> </tr> <tr> <th>村内</th> <th>村外</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>3000</td> <td>6000</td> </tr> <tr> <td>多目的広場</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>1時間</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>500</td> <td>1500</td> </tr> <tr> <td>農業者トレーニングセンター</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理センター</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td></td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水泳プール</td> <td>1回</td> <td colspan="2">高校生以上 100円 中学生まで 50円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ふれあい公園 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設名</th> <th colspan="3">村 内</th> <th colspan="3">村 外</th> </tr> <tr> <th colspan="3">個人的使用等の場合</th> <th rowspan="2">半日</th> <th rowspan="2">1日</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室</td> <td>2500</td> <td>5000</td> <td>2500</td> <td>5000</td> <td>10000</td> <td>5000</td> </tr> <tr> <td>ミニサッカー場</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">1時間につき</th> </tr> <tr> <th>村 内</th> <th>村 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミニサッカー場照明</td> <td>350円</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	区分	使用料		照明料		村内	村外	村内	村外	野球場	1時間	無料	1000	3000	6000	多目的広場	1時間	無料	1000			テニスコート(1面)	1時間	無料	1000	500	1500	農業者トレーニングセンター		無料	無料			管理センター		無料	無料			弓道場		無料	無料			水泳プール	1回	高校生以上 100円 中学生まで 50円				施設名	村 内			村 外			個人的使用等の場合			半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	茶室	2500	5000	2500	5000	10000	5000	ミニサッカー場	無料	無料	無料	1000	2000	600	施設名	1時間につき		村 内	村 外	ミニサッカー場照明	350円	700円	<p>総合運動自然公園(続) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">野球場</td> <td rowspan="2">早朝</td> <td>7時</td> <td>420</td> <td rowspan="7">使用の承認を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>8~12時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12~17時</td> <td>12~17時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>17~19時</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">19~21時</td> <td>19~21時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート</td> <td>1コート当たり</td> <td>1時間</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>1コート30分</td> <td>照明料金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ゲートボール場</td> <td rowspan="3">1コート当たり</td> <td>9~13時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">弓道場</td> <td rowspan="3">9~13時</td> <td>9~13時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>13~17時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>17~21時</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>照明料金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>60分</td> <td>210</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1回</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1回</td> <td>520</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>敷島緑地公園マレットゴルフ場 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>区分</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一日</td> <td>大人</td> <td>200</td> <td rowspan="2">子供は小学生をいう</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	野球場	早朝	7時	420	使用の承認を受けたとき	8~12時	840	12~17時	12~17時	1,050	17~19時	630	19~21時	19~21時	1,050	30分	照明料金	1,000	テニスコート	1コート当たり	1時間	210	1コート30分	照明料金	200	ゲートボール場	1コート当たり	9~13時	520	13~17時	520	1日	1,050	弓道場	9~13時	9~13時	840	13~17時	840	17~21時	1,050	30分	照明料金	100	会議室	60分	210			シャワー	1回	100			放送設備	1回	520			単位	区分	金額	備考	一日	大人	200	子供は小学生をいう	子供	100	<p>北橋村公園 北橋村公園条例(第7条) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園名</th> <th rowspan="2">有料公園施設の名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>9~21時 2時間単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">愛宕山ふるさと公園</td> <td rowspan="3">テニスコート</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>1人</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>占有</td> <td>1面</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">弓道場</td> <td rowspan="2">個人</td> <td>1年</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>占有</td> <td>全面</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>野外ステージ</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> 本村住民以外の者が利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の使用料を徴収する。 高校生以下の利用は、この表に定める使用料の半額とする。 照明設備(弓道場除く)を利用する場合の電気料金は、1時間当たり金520円とする。ただし、テニスコートの個人利用は、1時間当たり金100円とする。 テニスコートの占有利用は、6人以上の団体に適用する。 使用時間については、5月から10月までの期間は、午後9時30分までとする。 		公園名	有料公園施設の名称	区分	使用料		単位	9~21時 2時間単位	愛宕山ふるさと公園	テニスコート	個人	1人	210	1年	3,150	占有	1面	1,050	弓道場	個人	1年	3,150	占有	全面	520	野外ステージ			5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。	
施設名	区分			使用料		照明料																																																																																																																																																																																																
		村内	村外	村内	村外																																																																																																																																																																																																	
野球場	1時間	無料	1000	3000	6000																																																																																																																																																																																																	
多目的広場	1時間	無料	1000																																																																																																																																																																																																			
テニスコート(1面)	1時間	無料	1000	500	1500																																																																																																																																																																																																	
農業者トレーニングセンター		無料	無料																																																																																																																																																																																																			
管理センター		無料	無料																																																																																																																																																																																																			
弓道場		無料	無料																																																																																																																																																																																																			
水泳プール	1回	高校生以上 100円 中学生まで 50円																																																																																																																																																																																																				
施設名	村 内			村 外																																																																																																																																																																																																		
	個人的使用等の場合			半日	1日	夜間																																																																																																																																																																																																
	半日	1日	夜間																																																																																																																																																																																																			
茶室	2500	5000	2500	5000	10000	5000																																																																																																																																																																																																
ミニサッカー場	無料	無料	無料	1000	2000	600																																																																																																																																																																																																
施設名	1時間につき																																																																																																																																																																																																					
	村 内	村 外																																																																																																																																																																																																				
ミニサッカー場照明	350円	700円																																																																																																																																																																																																				
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																																																																																																																																																		
野球場	早朝	7時	420	使用の承認を受けたとき																																																																																																																																																																																																		
		8~12時	840																																																																																																																																																																																																			
	12~17時	12~17時	1,050																																																																																																																																																																																																			
		17~19時	630																																																																																																																																																																																																			
	19~21時	19~21時	1,050																																																																																																																																																																																																			
		30分	照明料金		1,000																																																																																																																																																																																																	
	テニスコート	1コート当たり	1時間		210																																																																																																																																																																																																	
1コート30分		照明料金	200																																																																																																																																																																																																			
ゲートボール場	1コート当たり	9~13時	520																																																																																																																																																																																																			
		13~17時	520																																																																																																																																																																																																			
		1日	1,050																																																																																																																																																																																																			
弓道場	9~13時	9~13時	840																																																																																																																																																																																																			
		13~17時	840																																																																																																																																																																																																			
		17~21時	1,050																																																																																																																																																																																																			
	30分	照明料金	100																																																																																																																																																																																																			
会議室	60分	210																																																																																																																																																																																																				
シャワー	1回	100																																																																																																																																																																																																				
放送設備	1回	520																																																																																																																																																																																																				
単位	区分	金額	備考																																																																																																																																																																																																			
一日	大人	200	子供は小学生をいう																																																																																																																																																																																																			
	子供	100																																																																																																																																																																																																				
公園名	有料公園施設の名称	区分	使用料																																																																																																																																																																																																			
			単位	9~21時 2時間単位																																																																																																																																																																																																		
愛宕山ふるさと公園	テニスコート	個人	1人	210																																																																																																																																																																																																		
			1年	3,150																																																																																																																																																																																																		
		占有	1面	1,050																																																																																																																																																																																																		
	弓道場	個人	1年	3,150																																																																																																																																																																																																		
			占有	全面	520																																																																																																																																																																																																	
野外ステージ			5時間以内1,050円とし、5時間以上1時間増すごとに100円を加算する。ただし、1日最高1,570円を限度とする。																																																																																																																																																																																																			

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		調整理由・課題												
現			況													
【公園・体育施設等使用料】																
渋川市		伊香保町		小野上村												
<table border="1" data-bbox="261 527 905 632"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="261 527 905 554">学校運動場照明施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="261 554 388 581">区分</th> <th data-bbox="388 554 513 581">単位</th> <th data-bbox="513 554 905 581">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="261 581 388 609">専用使用</td> <td data-bbox="388 581 513 609">1時間</td> <td data-bbox="513 581 905 609">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="261 609 388 632">部分使用</td> <td data-bbox="388 609 513 632">1時間</td> <td data-bbox="513 609 905 632">1,200円(照明灯4基以下の使用)</td> </tr> </tbody> </table>					学校運動場照明施設			区分	単位	使用料	専用使用	1時間	2,400円	部分使用	1時間	1,200円(照明灯4基以下の使用)
学校運動場照明施設																
区分	単位	使用料														
専用使用	1時間	2,400円														
部分使用	1時間	1,200円(照明灯4基以下の使用)														

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題																																																																						
現					況																																																																										
【公園・体育施設等使用料】																																																																															
子持村			赤城村				北橋村																																																																								
学校体育施設 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>1時間</th> <th>照明(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上白井小学校校庭夜間照明</td> <td></td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>上白井小学校屋内運動場</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>中郷小学校屋内運動場</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>長尾小学校屋内運動場</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>子持中学校屋内運動場(全面)</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>子持中学校屋内運動場(半面)</td> <td>400</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	1時間	照明(1時間)	上白井小学校校庭夜間照明		350	上白井小学校屋内運動場	200	200	中郷小学校屋内運動場	400	400	長尾小学校屋内運動場	400	400	子持中学校屋内運動場(全面)	500	500	子持中学校屋内運動場(半面)	400	400	村立学校使用料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>午前</td> <td>1,260</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外運動場</td> <td>30分 照明料金</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>17~19時</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>19~22時</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">武道館</td> <td>30分 照明料金</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30分 照明料金</td> <td>300</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考	屋内運動場	午前	1,260	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。	午後	1,260	夜間	1,260	屋外運動場	30分 照明料金	400	17~19時	520	19~22時	840	武道館	30分 照明料金	500	午前	520	午後	520		30分 照明料金	300			学校屋内運動場(体育館)照明使用料 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">橘小学校屋内運動場</td> <td>1/2点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> <tr> <td>全点灯</td> <td>1,040 / 時間</td> </tr> <tr> <td>橘北小学校屋内運動場</td> <td>全点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> <tr> <td>北橋中学校屋内運動場</td> <td>全点灯</td> <td>520 / 時間</td> </tr> </tbody> </table>					名称	使用料		橘小学校屋内運動場	1/2点灯	520 / 時間	全点灯	1,040 / 時間	橘北小学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間	北橋中学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間
施設名	1時間	照明(1時間)																																																																													
上白井小学校校庭夜間照明		350																																																																													
上白井小学校屋内運動場	200	200																																																																													
中郷小学校屋内運動場	400	400																																																																													
長尾小学校屋内運動場	400	400																																																																													
子持中学校屋内運動場(全面)	500	500																																																																													
子持中学校屋内運動場(半面)	400	400																																																																													
区分	単位	金額(円)	徴収の時期	備考																																																																											
屋内運動場	午前	1,260	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は左記の額に100分の200を乗じた額とする。ただし、照明料金は除く。																																																																											
	午後	1,260																																																																													
	夜間	1,260																																																																													
屋外運動場	30分 照明料金	400																																																																													
	17~19時	520																																																																													
	19~22時	840																																																																													
武道館	30分 照明料金	500																																																																													
	午前	520																																																																													
	午後	520																																																																													
	30分 照明料金	300																																																																													
名称	使用料																																																																														
橘小学校屋内運動場	1/2点灯	520 / 時間																																																																													
	全点灯	1,040 / 時間																																																																													
橘北小学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間																																																																													
北橋中学校屋内運動場	全点灯	520 / 時間																																																																													

協議項目		17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目	
現			況			調整理由・課題
【公民館施設等使用料】						
渋川市		伊香保町			小野上村	
公民館使用料 (単位：円)		伊香保コミュニティセンター 上野コミュニティセンター ・使用料...無料 ・但し、光熱費として、1時間500円(冬期間暖房を使用する場合1時間1,000円)徴収することができる。			小野上村基幹集落センター	
名称	使用箇所	午前	午後	夜間	時間	8:30~17:00 17:00~21:00 8:30~12:00 12:00~17:00
中央公民館	講堂	3,600	4,800	6,000	相談室	510円 620円 310円 310円
	第1学習室	600	600	800	図書室	510円 620円 310円 310円
	第2学習室	600	600	800	娯楽室	510円 620円 310円 310円
	第3学習室	600	600	800	保健室	510円 620円 310円 310円
	第1研修室	600	600	800	集会室	510円 620円 310円 310円
	第2研修室	600	600	800	研修室(西)	1,030円 1,240円 520円 520円
	講義室	1,100	1,100	1,600	研修室(東)	1,030円 1,240円 520円 520円
	視聴覚・音楽室	800	800	1,200		
	視聴覚研修室	400	400	500		
	調理実習室	800	800	1,200		
	工芸実習室	800	800	1,200		
	展示ホール	600	600	800		
渋川公民館	講堂	1,000	1,000	1,200		
	会議室	400	400	500		
	和室	400	400	500		
西部公民館	多目的ホール	400	400	500		
	創作室	600	600	700		
	第1会議室	100	100	200		
	第2会議室	100	100	200		
金島公民館	視聴覚学習室	600	600	800		
	和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400		
	創作室	600	600	800		
	第1研修室	600	600	800		
	第2研修室	600	600	800		
古巻公民館	ホール	500	500	700		
	和室	200	200	400		
	調理室	600	600	700		
豊秋公民館	第1談話室	100	100	200		
	第2談話室	100	100	200		
	調理室	600	600	700		
	ホール	400	400	500		
使用者が市外の者で会議等で使用する場合 ・規定使用料の2倍の額						

婚礼衣装等使用料						
品名	区分	使用料1回				
婚礼衣装	うちかけ	男子礼服	2,000			
		和服	5,500			
	江戸つま	4,000				
祭壇	一式	5,000				
喪服	一式	4,000				

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																																																											
現 況				調整理由・課題																																																																										
【公民館施設等使用料】																																																																														
渋川市		伊香保町		小野上村																																																																										
<p>金島ふれあいセンター (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的フロア</td> <td>4,500</td> <td>6,000</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>可動客席</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>ホール(楽屋付)</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>視聴覚学習室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>和室(舞台付)</td> <td>1,200</td> <td>1,800</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>会議室等を販売等又は入場料その他の料金を徴収して使用する場合の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市住民が使用する場合 規定使用料の2倍の額 ・市外の者が使用する場合 規定使用料の3倍の額 <p>入場料をとらない場合で市外者が使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定使用料の2倍の額 		施設区分	使用料			午前	午後	夜間	多目的フロア	4,500	6,000	7,500	可動客席	1,200	1,200	1,200	ホール(楽屋付)	1,800	2,400	2,400	視聴覚学習室	600	600	800	和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400	創作室	600	600	800	第1研修室	600	600	800	第2研修室	600	600	800			<p>小野上村生活改善センター(小野子・村上) (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">時間 使用月</th> <th>8:30</th> <th>17:00</th> <th>8:30</th> </tr> <tr> <th>~17:00</th> <th>~21:00</th> <th>~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">研修室(大)</td> <td>4~10月</td> <td>1,030</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室(西)</td> <td>4~10月</td> <td>510</td> <td>620</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>620</td> <td>820</td> <td>1,030</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">調理実習室</td> <td>4~10月</td> <td>1,030</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> </tr> <tr> <td>11~3月</td> <td>1,240</td> <td>1,550</td> <td>2,060</td> </tr> </tbody> </table>	区分	時間 使用月	8:30	17:00	8:30	~17:00	~21:00	~21:00	研修室(大)	4~10月	1,030	1,240	1,550	11~3月	1,240	1,550	2,060	研修室(西)	4~10月	510	620	720	11~3月	620	820	1,030	調理実習室	4~10月	1,030	1,240	1,550	11~3月	1,240	1,550	2,060
施設区分	使用料																																																																													
	午前	午後	夜間																																																																											
多目的フロア	4,500	6,000	7,500																																																																											
可動客席	1,200	1,200	1,200																																																																											
ホール(楽屋付)	1,800	2,400	2,400																																																																											
視聴覚学習室	600	600	800																																																																											
和室(舞台付)	1,200	1,800	2,400																																																																											
創作室	600	600	800																																																																											
第1研修室	600	600	800																																																																											
第2研修室	600	600	800																																																																											
区分	時間 使用月	8:30	17:00	8:30																																																																										
		~17:00	~21:00	~21:00																																																																										
研修室(大)	4~10月	1,030	1,240	1,550																																																																										
	11~3月	1,240	1,550	2,060																																																																										
研修室(西)	4~10月	510	620	720																																																																										
	11~3月	620	820	1,030																																																																										
調理実習室	4~10月	1,030	1,240	1,550																																																																										
	11~3月	1,240	1,550	2,060																																																																										

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																						
現 況			調整理由・課題																					
【公民館施設等使用料】																								
子持村	<p style="text-align: center;">赤城村</p> <p>住民センター</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="928 527 1522 779"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>徴収の時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">和室</td> <td>午前</td> <td>520</td> <td rowspan="6">使用の承認を受けたとき</td> <td rowspan="6">村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ホール</td> <td>午前</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	徴収の時期	備考	和室	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。	午後	520	夜間	1,050	ホール	午前	520	午後	520	夜間	1,050	北橋村	
区分	単位	金額	徴収の時期	備考																				
和室	午前	520	使用の承認を受けたとき	村外の者が使用する場合は、左記の額に100分の200を乗じた額とする。																				
	午後	520																						
	夜間	1,050																						
ホール	午前	520																						
	午後	520																						
	夜間	1,050																						

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目																																					
現 況				調整理由・課題																																				
【美術館、資料館等使用料】																																								
澁川市		伊香保町	小野上村																																					
澁川市美術館 1 観覧料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>観 覧 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設の展示を行っている場合</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>特別の企画による展示を行っている場合</td> <td>1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額</td> </tr> <tr> <td>模写・模造</td> <td>800円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>撮影(学術研究等を目的とするもの)</td> <td>800円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>撮影(出版等の収入を伴うもの)</td> <td>3,000円 (特別観覧料)</td> </tr> <tr> <td>熟覧</td> <td>300円 (特別観覧料)</td> </tr> </tbody> </table> 身障者(法第4条で定める者)及びその介護人1名、65歳以上の者、中学生、小学生、小学校就学前の者は無料 2 使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区 分</th> <th>使用料</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市民ギャラリー</td> <td>全 室</td> <td>9,000円</td> <td rowspan="3">1日の使用につき</td> </tr> <tr> <td>A 室</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>B 室</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	観 覧 料	常設の展示を行っている場合	200円	特別の企画による展示を行っている場合	1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額	模写・模造	800円 (特別観覧料)	撮影(学術研究等を目的とするもの)	800円 (特別観覧料)	撮影(出版等の収入を伴うもの)	3,000円 (特別観覧料)	熟覧	300円 (特別観覧料)	区 分	区 分	使用料	摘 要	市民ギャラリー	全 室	9,000円	1日の使用につき	A 室	6,000円	B 室	4,000円	徳富蘆花記念文学館観覧料(一人につき) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>個人一般</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>個人小中高校生</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>団体一般</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>団体小中高校生</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> 徳富蘆花記念文学館研究図書室利用料 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一人一時間につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	個人一般	350円	個人小中高校生	200円	団体一般	300円	団体小中高校生	150円	一人一時間につき	100円		
区 分	観 覧 料																																							
常設の展示を行っている場合	200円																																							
特別の企画による展示を行っている場合	1,000円の範囲内で教育長がその都度定める額																																							
模写・模造	800円 (特別観覧料)																																							
撮影(学術研究等を目的とするもの)	800円 (特別観覧料)																																							
撮影(出版等の収入を伴うもの)	3,000円 (特別観覧料)																																							
熟覧	300円 (特別観覧料)																																							
区 分	区 分	使用料	摘 要																																					
市民ギャラリー	全 室	9,000円	1日の使用につき																																					
	A 室	6,000円																																						
	B 室	4,000円																																						
個人一般	350円																																							
個人小中高校生	200円																																							
団体一般	300円																																							
団体小中高校生	150円																																							
一人一時間につき	100円																																							
子持村		赤城村	北橋村																																					
		赤城村歴史資料館観覧料 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個 人</th> <th>団体(20人以上)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>100</td> <td>80</td> <td rowspan="2">村内居住者は免除</td> </tr> <tr> <td>小・中・高の生徒及び児童</td> <td>50</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	個 人	団体(20人以上)	備 考	一 般	100	80	村内居住者は免除	小・中・高の生徒及び児童	50	30	北橋村民芸関係施設(歴史民俗資料館) 北橋村民芸関係施設(歴史民俗資料館)の設置及び管理に関する条例(第8条) ・入館料(1人につき) 【個人】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒、学生</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> 【団体(20人以上)】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒、学生</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table>		一般	210円	児童、生徒、学生	100円	一般	160円	児童、生徒、学生	80円																	
区 分	個 人	団体(20人以上)	備 考																																					
一 般	100	80	村内居住者は免除																																					
小・中・高の生徒及び児童	50	30																																						
一般	210円																																							
児童、生徒、学生	100円																																							
一般	160円																																							
児童、生徒、学生	80円																																							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現況							
2. 手数料の現況							
項	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
手数料関係 (総務企画部会)	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	・所得証明 300円/件	
	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	・税に関する証明 300円/件	
	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1棟増す ごとに30円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1件増す ごとに50円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし証明書1枚を もって1件とする)	・固定資産に関する証明 300円/件 (ただし1筆、1棟増す 毎に30円を加える)	・固定資産に関する証明 300円/件	・固定資産に関する証明 300円/件	
	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/冊 (ただし証明書1枚を もって1件とする)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回 (ただし1筆1件とし、 1棟増す毎に30円を加え る)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回)	・固定資産課税台帳、土 地・家屋名寄帳又は地 籍図の閲覧 300円/回	
	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	・地籍図の交付 300円/枚	
	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	・公図の写しの交付 300円/枚	
	・土地家屋現況図の交付 1,000円/枚(A1サイズ) (ただし、A2サイズ1枚 につき300円)	・不交付	・不交付	・不交付 ・地番図の交付 10円/枚	・不交付	・不交付	
	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	・納税証明 300円/件	
	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	
	・その他事実に関する証 明 300円/件	・その他事実に関する証明 300円/件	・その他に関する証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	・その他の証明 300円/件	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現				況			
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
手数料関係 〔住民部会〕	・戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍の一部事項証明(戸籍抄本) 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	・戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍の一部事項証明(戸籍抄本) H16.6電算化予定 450円/通	・戸籍謄本、抄本 450円/通	
	・戸籍の記載事項証明の交付(証明事項1件につき) 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	・戸籍の記載事項証明の交付 350円/件	
	・除籍の全部事項証明(除籍謄本)、除籍の一部事項証明(除籍抄本) 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	・除籍の全部事項証明(除籍謄本)、除籍の一部事項証明(除籍抄本) H16.6電算化予定 750円/通	・除籍の謄本、抄本 750円/通	
	・除籍の記載事項証明の交付(証明事項1件につき) 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	・除籍の記載事項証明の交付 450円/件	
	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	・戸籍の附票の写しの交付 300円/件	
	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	・受理証明 350円/通	
	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	・受理証明(上質紙使用) 1,400円/通	
	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	・届書その他書類の閲覧 350円/件	
	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付(抄本) 300円/件 (謄本) 400円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	・住民票の写しの交付 300円/件	
	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	・住民基本台帳カードの交付・再交付 500円/件	
	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	・住民票広域交付 300円/件	
	・住民基本台帳の閲覧 300円/世帯	・住民基本台帳の閲覧(1人1件につき)300円 ただし一件増すごとに50円を加える	・住民票に関する閲覧 300円/件	・住民票に関する閲覧 300円/件	・住民票の閲覧 300円/件 ・公文書の閲覧 300円/30分	・住民票の閲覧 300円/件 ・公文書の閲覧 300円/30分	
	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	・住民票記載事項証明 300円/件	
	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分、氏名、年齢に関する証明 300円/件	・身分証明 300円/件	・身分証明 300円/件	

【課題】
住民票の写しを一律300円とした場合、平成14年度実績16,500円の収入減となる。
(参考：H14実績)
小野上村謄本交付件数 165件

【課題】
住民票の閲覧については、市町村により徴収方法に差異がある(世帯当たり、1件当たり、時間当たりの手数料)ので、合併時まで統一する必要がある。

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	17	使用料、手数料等の取扱いに関すること		関係項目			調整理由・課題
現				況			調整理由・課題
項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
手数料関係 〔住民部会〕	・印鑑登録証交付・再交付 200円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	・印鑑登録証交付、再交付 300円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	・印鑑登録証の交付 300円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	・印鑑登録証の交付 300円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	・印鑑登録証の交付 300円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	・印鑑登録証の交付 300円/件 ・印鑑登録証明書の交付 300円/件	【課題】 印鑑登録証交付・再交付手数料を渋川市の例とした場合、平成14年度実績で144,200円の収入減となる。 (参考：H14実績) 伊香保町 195件 小野上村 78件 子持村 358件 赤城村 440件 北橋村 371件 合計 1,442件
	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	・外国人登録原票記載事項証明書の交付 300円/件	
	・自動車の臨時運行許可 750円/両			・自動車の臨時運行許可(税務課) 750円/件			
	・犬の登録 3,000円/頭	・犬の登録 3,000円/頭	・犬の登録 3,000円/頭	・犬の登録 3,000円/頭	・犬の登録 3,000円/頭	・犬の登録 3,000円/頭	
	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	・狂犬病予防注射済票交付 550円/件	
	・犬の鑑札の再交付 1,600円/頭	・犬の鑑札の再交付 1,600円/頭	・犬の鑑札の再交付 1,600円/件	・犬の鑑札の再交付 1,600円/件	・犬の鑑札の再交付 1,600円/件	・犬の鑑札の再交付 1,600円/件	
	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/頭	・狂犬病予防注射済票の再交付 340円/件	
	・町有墓地 墓地の区画は、1世帯に1区画とする。全5箇所あり、永代使用料はそれぞれ異なる。 (1㎡あたり) 旧墓地 22,000円 新墓地 25,000円 第1分区 一等級 30,000円 二等級 28,000円 三等級 26,000円 第2分区 一等級 46,000円 二等級 41,000円 第3分区 一等級 88,000円 二等級 86,000円						
〔産業経済部会〕	・鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/通	・鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件	・鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/通	・鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件	・鳥獣飼育許可証交付・更新・再交付 3,400円/件	・鳥獣飼養許可証交付・更新・再交付 3,400円/件	
	・温泉小売販売業者登録証の交付(1件につき) 300円						

協議項目	17 使用料、手数料等の取扱いに関すること	関係項目		
現		況		
		調整理由・課題		
<p>「使用料・手数料の取扱い」として協議するもの</p> <p>「使用料」 ・公の施設の使用料。 ただし、公共物使用料、道路占用料、上下水道・簡易水道の使用料、農業集落排水施設の使用料、公営住宅等の使用料については、各種事業の取扱いにおいて協議する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔関係法令〕 地方自治法〔抜粋〕 (手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 (分担金等に関する規則及び罰則) 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。</p> </div>		<p>「手数料」 ・窓口サービス関係、各種許可、検査等の手数料。 ただし、水道関係手数料、一般廃棄物処理手数料等は、各種事業の取扱いにおいて協議する。</p>		
<p>2 先進地事例</p>				
<p>西 東 京 市</p> <p>施設使用料については、現行のとおりとする。ただし、学校施設使用料及び公園使用(占用)料については、田無市の例による。 事務手数料については、現行単価を基準として統一を図る。 保育料については、負担の軽減を図る方向で調整する。 学童クラブ育成料については、田無市の例により調整する。 学童クラブ間食費については、田無市の例により調整する。 清掃手数料については、原則田無市の例により調整する。 一般廃棄物処理業の許可手数料については、同一のため、現行のとおりとする。</p>	<p>さいたま市</p> <p>1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 2 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。</p>	<p>さぬき市</p> <p>使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。</p>		
<p>宗 像 市</p> <p>使用料・手数料等については、受益者負担のあり方、負担の公平性、あるいは財政状況を勘案しながら、項目別に調整を図るものとする。 1 2市町における同一又は、同種の使用料、手数料等については、統一するものとし、新市の発足前に事前調整を行う 2 2市町における独自の使用料、手数料等については、他の使用料、手数料等との関係を検討しながら、適切な負担を検討する。</p>	<p>ひたちなか市</p> <p>1 使用料については、当分の間現行のとおりとする。なお、2市間で同一または類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。 2 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。</p>	<p>山 県 市</p> <p>・ 使用料にだいては、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 ・ 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。</p>		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	18	公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 1 6市町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。			2 6市町村に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。 3 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。			
現況				調整理由・課題			
1 市町村の現況							
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・合併特例法第16条第8項において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、その区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないとされているため。 【課題】 ・商工会議所又は商工会、農業協同組合、森林組合等においては、地域的特性、歴史的経過、各団体が抱える課題に十分配慮する必要がある、それぞれ各団体間での協議が優先されるべきものと考えられ、その動向を見定めながら統合に向けて調整を図っていく必要がある。
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none"> 渋川市自治会連合会 婦人消防クラブ 渋川市消防団 納税組合 渋川市国際交流協会 (財)渋川市公共施設管理公社 	<ul style="list-style-type: none"> 伊香保町区長会 伊香保町消防団 伊香保町国際交流協会 	<ul style="list-style-type: none"> 小野上村消防団 	<ul style="list-style-type: none"> 子持村自治会長連絡協議会 子持村婦人火災予防隊 子持村消防団 子持村防犯委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 赤城村区長会 赤城村消防団 赤城村在留外国人の会「さくらクラブ」 赤城村公共施設管理公社 	<ul style="list-style-type: none"> 北橋村区長会 婦人火災予防隊 北橋村消防団 	
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 渋川市交通安全会 渋川市環境衛生推進協議会 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 伊香保町交通安全会 伊香保町環境美化推進協議会 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 小野上村交通安全会 小野上村衛生組合 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 子持村交通安全会 子持村衛生組合 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 赤城村交通安全会 赤城村保健衛生組合 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川交通安全協会 北橋村交通安全会 北橋村衛生組合 渋川警察署管内市町村交通対策協議会連合会 渋川警察署管内市町村交通指導員連絡協議会 	
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川市保護司会 渋川市民生委員児童委員協議会 渋川市人権擁護委員協議会 日本赤十字社群馬県支部渋川市地区 群馬県共同募金会渋川支会 渋川市更生保護婦人会 部落解放同盟渋川支部 部落解放運動連合会渋川支部 渋川市身体障害者更生会 渋川市遺族会 傷痍軍人会 母子会 (社)渋川市社会福祉協議会 (社)渋川市シルバー人材センター 渋川市老人クラブ連合会 渋川市母子保健推進員会 渋川市食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川北群馬保護区保護司会伊香保支部 伊香保町民生委員児童委員協議会 伊香保町人権擁護委員協議会 日本赤十字社群馬県支部伊香保町地区 群馬県共同募金会伊香保町分会 伊香保町更生保護婦人会 伊香保町遺族会 傷痍軍人会 母子会 (社)伊香保町社会福祉協議会 (社)伊香保町シルバー人材センター 伊香保町老人クラブ連合会 伊香保町母子保健推進員会 伊香保町食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川北群馬保護区保護司会小野上支部 小野上村民生委員児童委員協議会 小野上村人権擁護委員協議会 日本赤十字社群馬県支部小野上村分区 群馬県共同募金会小野上村分会 小野上村更生保護婦人会 小野上村遺族会 傷痍軍人会 郷友会 母子会 (社)小野上村社会福祉協議会 (社)小野上村シルバー人材センター 小野上村老人クラブ連合会 小野上村母子保健推進員会 小野上村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川北群馬保護区保護司会子持支部 子持村民生委員児童委員協議会 日本赤十字社群馬県支部子持村分区 群馬県共同募金会子持村分会 子持村更生保護婦人会 部落解放同盟子持支部 身体障害者自立更生会 子持村遺族会 傷痍軍人会 母子会 (社)子持村社会福祉協議会 (社)子持村シルバー人材センター 子持村老人クラブ連合会 子持村母子保健推進員会 子持村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川北群馬保護区保護司会赤城支部 赤城村民生委員児童委員協議会 日本赤十字社群馬県支部赤城村分区 群馬県共同募金会赤城村分会 赤城村更生保護婦人会 赤城村身体障害者更生会 赤城村北地区遺族会 赤城村南地区遺族会 傷痍軍人会 郷友会 母子会 (社)赤城村社会福祉協議会 (社)赤城村シルバー人材センター 赤城村老人クラブ連合会 赤城村母子保健推進員会 赤城村食生活改善推進員連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 渋川北群馬保護区保護司会 渋川北群馬保護区保護司会北橋村支部 北橋村民生委員児童委員協議会 日本赤十字社群馬県支部北橋村分区 群馬県共同募金会北橋村分会 北橋村更生保護婦人会 身体障害者福祉団体 北橋村遺族会 傷痍軍人会 母子会 (社)北橋村社会福祉協議会 北橋村シルバー人材センター 北橋村老人クラブ連合会 北橋村母子保健推進員会 北橋村食生活改善推進員連絡協議会 	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		18 公共的団体等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題
現			況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
保健福祉専門部会						<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村成人病対策推進協議会 ・北橋村精神保健協議会
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・土地改良区(五輪平・行幸田北部) ・群馬用水渋川管理区 ・北群渋川農業協同組合 ・渋川商工会議所 ・渋川市観光協会 ・渋川市くらしの会 ・渋川地区物産振興協会 ・渋川地区危険物安全協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・北群渋川農業協同組合 ・伊香保町商工会 ・伊香保温泉観光協会 ・渋川地域食品衛生協会伊香保地区会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・北群渋川農業協同組合 ・小野上村商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川地区森林組合 ・群馬用水子持管理区 ・北群渋川農業協同組合 ・子持村商工会 ・子持村観光物産協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村森林組合 ・土地改良区(赤城西麓・横野) ・持柏木土地改良区(H16設立予定) ・群馬用水赤城管理区 ・赤城橋農業協同組合 ・赤城村農業集落排水事業連絡協議会 ・赤城村商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村森林組合 ・赤城西麓土地改良区 ・県営富士見・北橋土地改良区 ・群馬用水北橋管理区 ・赤城橋農業協同組合 ・北橋村商工会
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町土地開発公社 		<ul style="list-style-type: none"> ・子持村土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村土地開発公社 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村土地開発公社
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市小中学校PTA連合会 ・渋川市子ども会育成連合会 ・渋川市連合婦人会 ・渋川市文化協会 ・渋川市体育協会 ・渋川市スポーツ少年団 ・渋川市スポーツレクレーション協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町小中学校PTA連絡協議会 ・伊香保町保育園保護者会 ・伊香保町子ども会育成連絡協議会 ・伊香保町高等学校保護者等連絡協議会 ・伊香保町婦人会 ・伊香保町文化協会 ・伊香保町体育協会 ・伊香保町スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村幼・小・中PTA連絡協議会 ・小野上村子ども会育成団体連絡協議会 ・小野上村高等学校保護者等連絡協議会 ・おのがみレディースクラブ(婦人会) ・小野上村文化協会 ・小野上村体育協会 ・小野上村スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村PTA連絡協議会 ・子持村子ども会育成会連絡協議会 ・子持村女性団体連絡協議会 ・子持村文化協会 ・子持村体育協会 ・子持村シェアスポーツクラブ ・スポーツクラブ連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村小中学校PTA連絡協議会 ・赤城村幼稚園PTA連絡協議会 ・赤城村子ども会育成会連絡協議会 ・赤城村婦人会 ・赤城村文化協会 ・若者を育てる会 ・赤城村体育協会 ・赤城村スポーツ少年団 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村小中学校PTA連合会 ・北橋村子ども会育成連絡協議会 ・若妻会 ・北橋村婦人団体連絡協議会 ・北橋村文化協会 ・北橋村体育協会 ・北橋村スポーツ少年団

協議項目	18 公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目	調整理由・課題
現		況	
<p>2 市町村合併に係る公共的団体等の取扱い</p> <p>(1)公共的団体の定義 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。(行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>(2)「公共的団体等の取扱い」として協議するもの 団体の設置について市町村の意思が関与しているもの 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 市町村の事業に大きく関与しているもの</p> <p>(3)主な公共的団体 社会福祉協議会の取扱い 社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、1又は2以上の市町村に置かれると規定されていることから、合併に伴いその統合を行う必要がある。</p> <p>商工会議所、商工会の取扱い 商工会議所の地区は、原則として市の区域だが、商工会議所法第8条の2に市町村の廃置分合に伴う地区の特例が規定されており、商工会議所の地区を廃置分合後の新しい市の区域とするための定款変更までの間や解散までの間は、従前の区域とするものとされている。商工会についても同様商工会法第8条に特例が定めてある。しかし、いずれにしても、できるだけ速やかに統合に向けた取り組みに努めることが求められている。</p>		<p>シルバー人材センターの取扱い シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の規定により市町村(必要と認められる場合は2以上の市町村)の区域ごとに一つを市町村が指定することとされていることから、民法上の公益法人に関する手続きによりその統合を行う必要がある。なお、統合に伴う国庫補助金の激変緩和措置が設けられている。</p> <p>土地開発公社の取扱い 土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定により、一地方公共団体又は複数の地方公共団体で一公社を設けることが原則とされているので、市町村の合併に伴って2以上の土地開発公社が存在する場合、その統廃合について検討する必要がある。統廃合の方法としては、(1)B町土地開発公社を解散するとともに、A市土地開発公社を定款変更によりC市土地開発公社にする方法と、(2)B町土地開発公社とA市土地開発公社を解散して、新しくC市土地開発公社を設立する方法が考えられるが、実務的には(1)の方法が比較的簡便であると考えられる。</p> <p>その他公共的団体の取扱い 合併特例法第16条第8項において、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併にさいしては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない」と努力義務を定めている。</p>	
<p>【関係法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等) 第16条 (第1項～第6項省略) 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>地方自治法(抄) (公共団体等の監督) 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。 4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。</p> <p>商工会議所法(抜粋) (地区) 第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区を合わせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村を合わせたものの区域とすることができる。 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又はは商工会の地区と重複するものであってはならない。 (市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会議所の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、廃置分合前の市町村の区域とする。</p>		<p>商工会法(抜粋) (地区) 第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。 (市町村の廃置分合に伴う地区の特例) 第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会(その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。</p> <p>社会福祉法(抜粋) (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会) 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。 1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	18 公共的団体等の取扱いに関すること	関係項目		
現		況		調整理由・課題
3 先進地事例				
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市		
<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 2市に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>2 2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>4 2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>	<p>共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>その他の公共的団体については、現行のとおりとする(新市において再び加入する)</p>	<p>1 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。</p> <p>国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>2 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。</p> <p>志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。</p>		
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市		
<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努める。</p> <p>1 両市町共通の団体については、できる限り合併時に統合するよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。</p> <p>3 両市町独自の団体については、原則として現行のとおりとする。</p>	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について調整に努める。</p> <p>具体的な調整内容</p> <p>1 3町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	19	補助金、交付金等の取扱いに関すること	関係項目				
調整方針		補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市発足後、速やかに調整するものとする。 1 6市町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等については、団体の意向、協力を求めつつ、統合等の推進を考慮し調整する。 2 各市町村独自の団体に対する補助金等については、制度の経過、従来の実績を尊重し、新市において調整する。		3 6市町村で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整する。 4 各市町村独自の補助金については、事業の実績を踏まえて、新市全体の均衡を保つよう調整する。 5 整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。			
		現	況	調整理由・課題			
1 市町村の現況【団体運営補助金】							
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
総務企画部会	・渋川市自治会連合会交付金 ・自衛隊父兄会補助金 ・消防団運営交付金 ・婦人消防クラブ補助金 ・職員共済会交付金 ・渋川市国際交流協会補助金	・区長会運営費補助 ・自衛隊父兄会 ・自衛隊協力会 ・消防団本部運営費 ・職員クラブ補助金 ・伊香保町国際交流協会補助金	・自衛隊父兄会の運営 ・消防団運営交付金 ・職員互助会補助金	・自治会長連絡協議会 研修費補助 ・自衛隊父兄会補助金 ・消防団運営委託料 ・婦人防災予防隊補助金 ・職員福利厚生施設費補助金	・自衛隊父兄会 ・職員互助会補助金 ・赤城村郷土づくり推進協議会補助金	・自衛隊父兄会 ・消防団運営交付金 ・地区消防組織活動費補助金 ・職員互助会補助金	
住民部会	・渋川交通安全協会補助金 ・渋川市交通安全会補助金 ・渋川市交通指導員共済会交付金	・渋川交通安全協会補助金 ・伊香保町交通安全会補助金 ・町交通指導隊 ・町女性ドライバー委員会 ・町交通安全管理者協議会	・渋川交通安全協会補助金 ・小野上村交通安全会補助金 ・交通指導隊運営補助金	・渋川交通安全協会補助金 ・子持村交通安全会補助金	・渋川交通安全協会補助金 ・赤城村交通安全会補助金 ・交通指導隊運営費補助金	・渋川交通安全協会補助金 ・北橋村交通安全会補助金 ・北橋村交通指導隊交付金	
保健福祉部会	・精神障害者共同作業所運営費補助金 ・民立児童館運営費補助金 ・人権擁護活動事業交付金 ・渋川北群馬保護区保護司会交付金 ・渋川保護司会交付金 ・民生委員児童委員協議会交付金 ・シルバー人材センター運営費補助金 ・老人クラブ助成事業補助金 ・ねんりんピックぐんま主管団体準備補助金 ・社会福祉協議会交付金 ・在宅介護支援センター運営費補助金 ・精神障害者福祉作業所(あすなる)運営費補助金 ・前橋人権擁護委員協議会補助金	・人権擁護活動事業交付金 ・渋川北群馬保護区保護司会交付金 ・民生児童委員連絡協議会補助金 ・シルバー人材センター運営費補助金 ・老人クラブ育成務補助金 ・ねんりんピックぐんま主管団体準備補助金 ・精神障害者福祉作業所(あすなる)運営費補助金	・精神障害者共同作業所運営費補助金 ・民立児童館運営費補助金 ・人権擁護活動事業交付金 ・渋川北群馬保護区保護司会交付金 ・小野上村保護司会交付金 ・民生委員児童委員協議会交付金 ・シルバー人材センター運営費補助金 ・老人クラブ助成事業補助金 ・社会福祉協議会交付金 ・在宅介護支援センター運営費補助金 ・精神障害者福祉作業所(あすなる)運営費補助金	・精神障害者共同作業所運営費補助金 ・渋川北群馬保護区保護司会交付金 ・子持村保護司会交付金 ・民生児童委員協議会交付金 ・老人クラブ助成事業補助金 ・社会福祉協議会交付金	・渋川北群馬保護区保護司会交付金 ・赤城村保護司会補助金 ・民生児童委員協議会補助金 ・老人クラブ補助金 ・老人クラブ運営費補助金 ・社会福祉協議会補助金	・民生児童委員協議会負担金 ・シルバー人材センター運営事業委託料 ・老人クラブ活動補助金 ・社会福祉協議会交付金 ・精神障害者福祉作業所(あすなる)運営費補助金 ・更生保護婦人会補助金 ・前橋人権擁護委員協議会補助金 ・デイサービス補助金	<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一あるいは同種の団体は、新市の一体性の確保という観点から、速やかに統合されることが好ましく、統合の推進を考慮し調整するものとする。 ・同一あるいは同種の事業は、公平の原則から、合併時に制度を統一するよう調整するものとする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一あるいは同種の団体の統合については、地域特性や過去の経緯等もあるので、各団体の理解と協力を求める必要がある。 ・市町村独自の制度については、新市全体の均衡、事業の目的、効果など総合的に検討する必要がある。
							各種相談所(心配事/結婚)補助金 ・ホランピアセンター運営補助金

議案第18号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題
現			況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
産業経済部会	・坂東漁業組合補助金	・坂東漁業組合補助金		・子持西部堆肥利用組合補助金	・赤城畜産団地環境保全組合横野環境保全組合補助金 ・野ネズミ駆除事業費補助金	・農作物病害虫防除推進協議会 ・森林組合補助金
	・森林組合活動事業補助金 ・森林組合賦課金	・渋川地区森林組合補助金	・森林組合活動事業補助金 ・森林組合賦課金	・森林組合補助金 ・森林組合賦課金	・森林組合補助金	
			・林業研究グループ活動補助事業		・村林業組合補助金 ・畜産振興協議会補助金	
					・赤城村農業団体連絡協議会補助金 ・JA赤城橋農業振興連絡協議会運営費補助金	・北橋村生産者協議会活動補助金 ・JA赤城橋農業振興連絡協議会運営費補助金
		・農業研究連絡協議会補助金	・農業振興連絡協議会補助金 ・東・小野上農道整備事業推進協議会負担金			
		・青色申告会運営費 ・法人会運営費 ・商工会育成助成金		・商工会事業補助金	・商工会運営費補助金 ・商工振興費補助金	・経営生産対策推進会議補助金
	・渋川商工会議所事業補助金				・赤城村商工会事業費補助金	・北橋村商工会活動費補助金
	・商店会連合会補助金 ・青年会議所運営費補助金 ・渋川市くらしの会補助金 ・渋川地区労働者福祉協議会補助金 ・連合群馬渋川地域協議会補助金 ・渋川北群馬地区労働組合会議補助金 ・民主商工会補助金保証料補助金 ・発明協会県支部渋川分会補助金					
					・子持村勤労者協議会補助金	・北橋村勤労者協議会補助金
	建設部会	・中村上郷線対策協議会 ・緑の少年団育成事業補助金	・緑の少年団育成事業補助金	・緑の少年団育成事業補助金	・緑の少年団育成事業補助金	・緑の少年団育成事業補助金
・中村上郷線環境整備委員会補助金 ・四ツ角周辺街づくり対策協議会補助金						
上下水道部会					・群馬県簡易水道協会連合会	
教育部会	・群馬交響楽団運営費補助金 ・私立幼稚園PTA補助金 ・私立幼稚園協会補助金					
	・渋川市体育協会補助金	・伊香保町体育協会補助金	・小野上村体育協会補助金	・子持村体育協会補助金	・小学校交通少年団活動費補助金 ・赤城村体育協会補助金	・北橋村体育協会補助金

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題		
現				況				
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
教育部会	・小学校体育連盟運営費補助金 ・中学校体育連盟運営費補助金	・中学校体育連盟運営費補助金	・中学校体育連盟運営費補助金	・中学校体育連盟運営費補助金	・中学校体育連盟運営費補助金 ・中学校体育連盟負担金	・中学校体育連盟運営費補助金		
		・保育園保護者会補助金	・幼稚園P.T.A活動補助金 ・小学校P.T.A活動補助金 ・中学校P.T.A活動補助金					
		・小・中P.T.A育成費 ・高校生等保護者会育成費 ・学校支援隊補助金	・小・中P.T.A連絡協議会補助金	・幼稚園P.T.A連絡協議会補助金 ・小・中P.T.A連絡協議会補助金	・子持村P.T.A連絡協議会補助金	・幼稚園P.T.A連絡協議会補助金 ・小中学校P.T.A連絡協議会補助金	・小中学校P.T.A連合会補助金	
	・小中学校P.T.A連合会事業補助金	・小中学校P.T.A連絡協議会補助金	・幼・小・中P.T.A連絡協議会補助金	・幼・小・中P.T.A連絡協議会補助金	・子持村P.T.A連絡協議会補助金	・幼稚園P.T.A連絡協議会補助金 ・小中学校P.T.A連絡協議会補助金	・小中学校P.T.A連合会補助金	
		・高等学校等保護者連絡協議会補助金	・高等学校等保護者連絡協議会補助金	・高等学校等保護者連絡協議会補助金				
	・子ども会育成連合会補助金	・町子ども会育成団体連絡協議会育成費 ・単子子ども会育成費	・子ども会育成団体連絡協議会補助金	・子ども会育成団体連絡協議会補助金	・子ども会育成会連絡協議会補助金	・子ども会育成会連絡協議会補助金	・子ども会育成会連絡協議会補助金	
	・市連合婦人会補助金	・町婦人会補助金	・おのがみレディースクラブ補助金	・おのがみレディースクラブ補助金	・女性団体連絡協議会委託金	・村婦人会補助金	・婦人団体連絡協議会補助金 ・若妻会補助金 ・文化協会補助金	
	・文化協会補助金	・文化協会補助金	・文化協会補助金 ・新生活運動推進協議会補助金	・文化協会補助金 ・新生活運動推進協議会補助金	・文化協会補助金	・文化協会補助金	・文化協会補助金	
	・ボーイスカウト活動事業補助金 ・ガールスカウト活動事業補助金							
	・青少年センター補導員活動費補助金 ・父親クラブ支援事業補助金 ・郷土史研究会補助金					・赤城VYS(ホラリ・ユース・ソールカ)補助金	・北橋VYS補助金 ・若者を育てる会補助金	
	2 市町村の現況【事業費補助金】							
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
総務企画部会	・コミュニティづくり助成事業補助金 ・町内会館等建設補助金	・区集会所修繕費	・地区集会所修繕費	・コミュニティづくり助成事業補助金 ・住民センター建設事業補助金 ・子持村ふるさとづくり基金事業助成金	・区運営費補助金	・住民センター建設事業補助金		
	・防犯灯設置事業補助金 ・防犯灯電気料補助金	・各区防犯灯維持管理費 ・各区防犯灯電気料			・各区防犯灯維持管理費 ・各区防犯灯電気料			
				・子持村災害及び人命救助活動等炊き出し補助金 ・子持村自治会地区消火器設置等事業補助金 ・職員健康管理対策補助金		・ポンプ操法交付金 ・消防団活性化事業交付金		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題		
現				況						
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村				
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none"> 職員親善体育大会参加交付金 市議会議員立候補者選挙交付金 納税組合奨励金 市たばこ税増収対策事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> たばこ税増収対策事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> たばこ税増収対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 子持村たばこ小売人組合補助金 中之条たばこ販売協同組合助成金 もくもくグリーン賞協力金 	<ul style="list-style-type: none"> たばこ税増収対策事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 北橋村たばこ税増収対策協議会補助金 				
		<ul style="list-style-type: none"> 入湯税徴収取扱交付金 			<ul style="list-style-type: none"> 前橋法人会加入対策補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 北橋村有線放送運営負担金 				
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> 他市町営火葬場利用者補助金 人間ドック検診費助成 交通指導員自主研修事業補助金 交通災害共済会費助成金補助金 公衆浴場運営費補助金 ごみ減量対策事業補助金 資源ごみ回収事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック受信費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック検診費助成 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック検診費補助 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック検診費助成 	<ul style="list-style-type: none"> 人間ドック検診費助成 				
			<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量対策事業補助金 資源ごみ回収事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生対策費補助金 資源ごみ取扱報奨金 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理器購入費補助金 赤城村資源ごみ取扱報奨金補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化器具購入費補助金 可燃ごみ資源再利用処理補助金 				
	<ul style="list-style-type: none"> 市町村乗合バス運行費補助金 バス利用促進敬老割引補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス小野上線代替バス運行補助 		<ul style="list-style-type: none"> 子持村犬猫避妊手術等に関する補助金 野犬捕獲協力費負担金 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村乗合バス運行費補助金 バス利用促進敬老割引補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村乗合バス運行費補助金 バス利用促進敬老割引補助金 				
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育対策事業補助金 児童福祉施設建設資金償還金補助 			<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設支援補助金 						
		<ul style="list-style-type: none"> 保育園親子バス旅行 社会福祉法人等による利用者軽減負担 		<ul style="list-style-type: none"> 特別保育事業補助金 保育充実促進費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 保育充実促進費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 保育充実促進費補助金 乳児保育推進費補助金 保育園保護者会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育推進費補助金 			
	<ul style="list-style-type: none"> 特別保育事業補助金 保育充実促進費補助金 乳児保育推進費補助金 社会福祉法人運営費補助金 民間保育所施設運営費補助金 民間保育所施設整備補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 保育園保護者会育成費 								

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	19	補助金、交付金等の取扱いに関すること			関係項目		調整理由・課題
		現			況		
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
保健福祉部会	・民間保育所軽度障害児等保育運営費補助金						・障害児保育(村単)補助金
	・中小企業振興資金保証料						
	・同和地区生活相談員設置事業補助金						
	・ファックス設置事業補助金						
	・温泉療養事業補助金						
	・教養講座実施事業補助金						
	・重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金	・重度身体障害者住宅改造費補助金
	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金	・じん臓機能障害者等通院交通費補助金
	・福祉ハイヤー助成事業補助金						
	・介護者用車両購入費補助金	・介護者用車両購入費補助金			・介護者用車両購入費補助金		
	・重度心身障害者介護負担補助金	・重度心身障害者介護負担補助金	・重度心身障害者介護負担補助金			・重度心身障害者介護負担補助金	・重度心身障害者介護負担補助金
	・精神障害者居宅生活支援補助金	・精神障害者居宅生活支援補助金	・精神障害者居宅生活支援補助金				・精神障害者居宅生活支援補助金
	・ふれあいのまちづくり事業補助金						
	・高齢者世帯無人入浴助成事業補助金						
	・高齢者住宅改造補修費補助金						
	・ゲートボール場設置費補助金					・老人スポーツ広場維持管理補助金	・ゲートボール場整備費補助金
	・在宅ねたきり高齢者等理美容サービス事業補助金	・在宅ねたきり高齢者等理美容サービス事業補助金	・在宅ねたきり高齢者等理美容サービス事業補助金				
	・介護者用車両購入費補助金	・介護者用車両購入費補助金	・介護者用車両購入費補助金	・介護者用車両購入費補助金			
	・地域住民ふれあい活動事業補助金						
	・地域福祉権利擁護事業利用料助成事業補助金						
・社会福祉法人利用者軽減措置補助金	・社会福祉法人利用者軽減措置補助金	・社会福祉法人利用者軽減措置補助金				・社会福祉法人利用者軽減措置補助金	
・病院内保育事業運営に対する補助金						・なし	
・渋川地区医師会の地域保健衛生事業補助金	・渋川地区医師会補助金	・渋川地区医師会補助金	・渋川地区医師会補助金	・渋川地区医師会の地域保健衛生事業補助金	・渋川地区医師会の地域保健衛生事業補助金	・渋川地区医師会の地域保健衛生事業補助金	
	・渋川北群馬歯科医師会補助金	・渋川北群馬歯科医師会補助金	・渋川北群馬歯科医師会補助金	・渋川北群馬歯科医師会補助金	・北群馬渋川口腔衛生事業補助金	・渋川北群馬歯科医師会の健康審査会補助金	
・渋川市食生活改善推進員連絡協議会委託料	・伊香保町食生活改善推進員協議会活動費	・小野上村食生活改善推進員連絡協議会補助金		・子持村食生活改善推進員連絡協議会委託料	・赤城村食生活改善推進員協議会補助金	・北橋村食生活改善推進員連絡協議会補助金	
産業経済部会	・水田農業経営確立対策農協推進費補助金			・水田農業経営確立対策農協推進費補助金	・水田農業経営確立対策農協推進費補助金	・水田農業経営確立対策農協推進費補助金	
	・水田農業経営確立対策・集落推進活動対策補助金		・水田農業経営確立対策全国とも補償費	・水田農業経営確立対策全国とも補償費	・水田農業経営確立対策全国とも補償費	・水田農業経営確立対策・集落推進活動対策補助金	
	・団地化推進対策補助金				・水田農業経営確立対策・加工用米出荷推進事業補助金	・水田農業経営確立対策・米消費純増米補助金	
					・米消費純増米補助金	・水田農業営農集団推進活動費	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題	
現				況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
産業経済部会	・飼料自給率向上対策補助金						
	・遊休農地畑地化助成事業 ・抜根費補助金						
	・麦・大豆種子導入等補助金						
	・農業後継者対策事業補助金					・農業後継者対策事業補助金	
	・麦作集団育成事業補助金						
	・畜産環境対策事業補助金					・生産振興総合対策事業補助金	・畜産環境保全対策事業補助金
	・酪農ヘルパー制度利用促進事業補助金				・生産振興総合対策事業補助金	・酪農ヘルパー制度利用促進事業補助金	
	・土地改良事業補助金	・土地改良事業補助金			・土地改良事業補助金		・土地改良事業補助金
	・市単間伐促進対策事業補助金	・県単間伐推進事業補助金		・間伐推進対策事業補助金	・間伐推進対策事業補助金		
	・市枝打促進事業補助金						
	・松くい虫防除対策事業補助金(樹種転換)			・森林病害虫等防除事業(伐倒駆除・県単防除)	・松くい虫県単防除(予防散布) ・松くい虫防除命令	・松くい虫県単防除	・松くい虫防除対策事業委託 ・松くい虫予防薬剤散布事業(地上散布)委託 ・松くい虫予防樹幹注入事業委託
	・林業事業補助金	・林業事業補助金					
	・森林整備担い手対策事業補助金	・森林整備担い手対策事業補助金		・森林整備担い手対策事業補助金	・森林整備担い手対策事業補助金	・森林整備担い手対策事業補助金	
	・森林環境保全対策推進事業補助金						
	・シルククラブ推進事業補助金			・ぐんまの繭生産組合活動事業補助金			
	・団体営基盤整備促進事業(五輪平地区)補助金					・農地費関係事業補助金	
	・優良家畜導入事業補助金					・土地改良事業費 ・ぐんまの養豚生産体制確立整備事業補助金	・ぐんまの養豚基盤強化事業費補助金
	・農産物直売所活性化事業補助金						
	・そばまつり開催補助金						
	・景観形成作物作付け補助金	・景観作物作付け補助金				・景観形成作物作付け補助金	
・認定農業者協議会支援事業補助金				・認定農業者協議会支援事業補助金		・認定農業者協議会支援事業補助金	
・とも補償推進活動補助金	・とも補償推進活動補助金				・とも補償推進活動補助金		
・農用地利用集積支援補助金				・農用地高度利用促進奨励事業費補助金	・農用地高度利用促進奨励事業費補助金	・農用地高度利用促進奨励事業費補助金	
・森林整備地域活動支援事業交付金	・森林整備地域活動支援事業交付金		・森林整備地域活動支援事業交付金	・森林整備地域活動支援事業交付金	・森林整備地域活動支援交付金		
・団体営基盤整備促進事業(行幸田北部地区)補助金							
・林業作業道総合整備事業補助金							
・環境保全型農業推進補助金					・土壌消毒剤空き缶処理事業補助金		
・きのこ・山菜の里整備事業補助金						・きのこ・山菜の里整備事業補助金	
・農家女性対策事業補助金					・赤城村農業女性会議補助金		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目				調整理由・課題	
現				況					
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜環境整備リース事業リース費補助金 ・農産体制強化促進補助金 ・園芸産地育成強化整備補助金 ・優良乳用牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 				<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村活性化推進機構活性化費補助金 ・園芸特産物ブランド産地強化対策事業補助金 ・優良乳牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・園芸用廃品ビニール再生処理費 ・地域農政推進活動費補助金 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・オーエスキー病防疫事業補助金 ・山ウド優良品種導入費補助金 ・地域営農活性化推進事業集落補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良肉牛肥育素牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・認定農業者育成資金利子補給金 ・園芸用ビニール再生処理費 ・畑作振興対策事業費 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・農産対策強化促進大豆共同防除等推進費補助金 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・園芸用ビニール再生処理事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸用廃品ビニール再生処理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸用廃品ビニール再生処理費 ・地域農政推進活動費補助金 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・オーエスキー病防疫事業補助金 ・山ウド優良品種導入費補助金 ・地域営農活性化推進事業集落補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良肉牛肥育素牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・認定農業者育成資金利子補給金 ・園芸用ビニール再生処理費 ・畑作振興対策事業費 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・農産対策強化促進大豆共同防除等推進費補助金 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・椎茸等栽培近代化促進事業 ・猟友会活動補助金 ・遊休農地対策事業抜根・園芸施設補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ振興対策事業補助金 ・有害鳥獣駆除事業補助金 ・林業作業道総合整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーエスキー病防疫事業補助金 ・山ウド優良品種導入費補助金 ・地域営農活性化推進事業集落補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良肉牛肥育素牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・認定農業者育成資金利子補給金 ・園芸用ビニール再生処理費 ・畑作振興対策事業費 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・農産対策強化促進大豆共同防除等推進費補助金 			
					<ul style="list-style-type: none"> ・群馬用水事業負担金 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良肉牛肥育素牛導入事業補助金 ・農業近代化資金利子補給事業補助金 ・認定農業者育成資金利子補給金 ・園芸用ビニール再生処理費 ・畑作振興対策事業費 ・牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給 ・農産対策強化促進大豆共同防除等推進費補助金 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・初市・暮市実施事業補助金 ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 ・中小企業経営改善普及事業補助金 ・商工業宣伝事業 ・中小企業後継者養成事業 ・T W I 監督者訓練補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・県信用保証協会小口資金保証料補助金 ・県治山事業負担金 ・認定農業者育成資金利子補給金 ・地域肉豚生産安定基金補助金 ・畜産振興奨励補助金 ・赤城西麓土地改良事業 ・群馬用水事業負担金 ・県営富事務北橋土地改良事業 ・村営土地改良利子補給 ・未端畑地かんがい事業 ・ふれあいまつり実施補助金 			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること			関係項目		調整理由・課題
現				況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・商店会連合会主婦の日感謝デーコンサート事業補助金 ・ジュニアあきんど塾実施事業 ・商店街活性化イベント促進事業補助金 ・商店街共同駐車場設置奨励事業補助金 ・商店街街路灯電気料補助事業 ・商店街事務高職雇用促進事業補助金 ・四ッ角周辺街づくり対策協議会事業費補助金 ・フラワーフリーマーケット開催推奨事業補助金 ・渋川へそ祭り実施事業補助金 ・太陽熱利用温水器設置奨励事業補助金 ・中小企業退職金共済制度加入促進事業補助金(中退金) ・中小企業退職金共済制度加入促進事業補助金(特退金) ・マナー祭補助金 ・新規就職者激励大会補助金 ・優良従業員表彰事業補助金 ・新入社員研修会実施事業補助金 ・雇用対策促進事業補助金 ・労働講座開催補助金 ・渋川魚菜市场フェア補助金 ・勤労者住宅建設等資金利子補給事業補助金 ・渋川市観光協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保まつり開催事業補助金 ・太陽熱利用温水器設置奨励事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉まつり事業費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村かえで祭り事業費補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷島温泉祭り開催事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・たちばな古里まつり運営費補助金 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・源泉維持保護管理費助成金 ・県立伊香保森林公園グロスカントリー大会開催事業委託料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設等資金利子補給事業補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者住宅建設等資金利子補給事業補助金 ・子持村観光物産協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者住宅建設資金利子補給補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者住宅建設等資金利子補給事業補助金
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅家賃補助事業補助金 						
	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカシロヒトリ防除活動推進事業補助金 ・生垣設置奨励事業 			<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理費 ・道水路維持管理補助金 ・アメリカシロヒトリ防除活動推進事業補助金 		<ul style="list-style-type: none"> ・商工貯蓄共済融資利子補給事業補助金 	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること		関係項目		調整理由・課題
現				況		
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
上下水道部会	・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	・浄化槽設置整備事業費補助金	・排水設備融資斡旋	・合併処理浄化槽設置整備事業費補助金		・浄化槽設置整備事業費補助金
教育部会	・遠距離通学児童通学費補助金				・遠距離通学児童援助費	・遠距離通学児童通学費補助金
	・遠距離通学生徒通学費補助金				・遠距離通学生徒通学費補助金	・遠距離通学生徒通学費補助金
	・児童派遣費補助金					
	・生徒派遣費補助金					
	・私立幼稚園就園奨励費補助金					
						・教職員研修費補助金
					・中学校進路対策費補助金	・中学校進路対策費 ・中学校部活動交通傷害保険料補助
					・特殊教育振興費 ・全国大会出場 ・立志の集い ・児童生徒音楽祭	
		・全国中学校スケート大会派遣費補助金 ・全国中学校アイスホッケー大会派遣費補助金 ・関東中学校アイスホッケー代表決定戦派遣費補助金				
	・特殊学級児童生徒就学援助費補助金 ・校歌祭等音楽会補助金					・教職員研修費補助金
		・給食費補助金			・給食費・原材料費＝マイナス分は村一般財源より充当 ・PTAセミナー費補助金	
	・PTAセミナー開設費補助金 ・家庭健全化運動推進事業補助金 ・公民館活動推進事業補助金				・生涯学習振興費補助金	・生涯学習推進事業補助金 ・生涯学習推進事業補助金
					・生涯学習各種教室・講座事業費補助金	・生涯学習モデル地区推進事業補助金 ・生涯学習学社連携事業補助金
	・納涼祭夏祭補助金 ・無形文化財保存事業補助金 ・指定文化財保存補助金					・学習サークル育成促進事業補助金 ・七夕まつり補助金 ・無形文化財保存事業補助金
	・100k駅伝競走大会参加費補助金 ・県民体育大会参加補助金				・100k駅伝競走大会交付金 ・県民体育大会強化対策研修会負担金	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		19 補助金、交付金等の取扱いに関すること			関係項目		調整理由・課題
現				況			
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
教育部会	・佐藤次郎杯争奪ソフトテニス大会補助金 ・青少年スポーツ活動振興事業補助金 ・自治会対抗ゴルフ大会補助金						
	・体育文化事業参加費補助金	・市町村対抗スポーツ(ゴルフ)大会負担金 ・全国大会派遣費	・市町村対抗スポーツ(ゴルフ)大会負担金	・市町村対抗スポーツ(ゴルフ)大会負担金 ・体育行事選手役員派遣費	・市町村対抗スポーツ(ゴルフ)大会負担金	・国体狂行交付金	
		・伊香保町スケートクラブ運営費補助金 ・スピードフィギュアスケート審判員登録料 ・スケート選手強化育成費 ・スケートクラブ審判育成費 ・アイスホッケー審判員登録料 ・地区スポーツ振興育成費補助金	・郡民体育大会補助金	・郡民体育大会補助金		・郡民体育大会補助金	
				・地域スポーツ振興費補助金 ・自治会対抗大会補助金 ・白浜町菜の花マラソン負担金 ・実技講習・研修会等負担金(体育指導員等) ・スポーツフェスティバル負担金 ・全国スポーツ祭記念マラソン大会負担金 ・県熟年ソフトボール大会選手派遣費 ・広域ソフトボール大会選手派遣費 ・北毛選抜ソフトボール大会選手派遣費 ・県熟年野球大会選手派遣費 ・県選磨野球大会選手派遣費 ・町内対抗野球大会選手派遣費 ・広域バレーボール大会選手派遣費 ・広域家庭婦人バレーボール大会選手派遣費 ・広域卓球大会選手派遣費 ・渋川駅伝大会選手派遣費 ・郡体育指導委員研修会負担金	・巡回(地区)軽スポーツ補助金		
		・郡体育指導委員研修会負担金	・郡体育指導委員研修会負担金				
議会部会	・議員ファクシミリ設置費補助金						

協議項目	19 補助金、交付金等の取扱いに関すること	関係項目									
現		況									
調整理由・課題											
3 補助金、交付金											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:45%; vertical-align: top;"> <p>【関係法令】 地方自治法(抜粋)</p> <p>(寄付又は補助) 第232条の2 普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。</p> </td> <td style="width:55%; vertical-align: top;"> <p>定義 補助金とは、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他の者を交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されるが地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。 補助金の一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。 (第一法規「地方自治法実務辞典」より) 交付金とは、法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委任している場合において、当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。 (ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)</p> </td> </tr> </table>				<p>【関係法令】 地方自治法(抜粋)</p> <p>(寄付又は補助) 第232条の2 普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。</p>	<p>定義 補助金とは、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他の者を交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されるが地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。 補助金の一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。 (第一法規「地方自治法実務辞典」より) 交付金とは、法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委任している場合において、当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。 (ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)</p>						
<p>【関係法令】 地方自治法(抜粋)</p> <p>(寄付又は補助) 第232条の2 普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。</p>	<p>定義 補助金とは、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他の者を交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されるが地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的をもって交付される狭義の意味での補助金をさすものと解される。 補助金の一般的な性格としては、相当の反対給付を受けないものであること、交付を受けた相手方が利益を受けるものであること、交付された金銭について用途が特定されるものであること等があげられる。 (第一法規「地方自治法実務辞典」より) 交付金とは、法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委任している場合において、当該事務の報償として受託団体に交付するものをいう。 (ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)</p>										
4 先進地事例											
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">西 東 京 市</th> <th style="width:25%;">さいたま市</th> <th style="width:25%;">さぬき市</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。</p> <p>1 両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>2 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>3 両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>4 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>1 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>1 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。</p> <p>2 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>3 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>4 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				西 東 京 市	さいたま市	さぬき市		<p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。</p> <p>1 両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>2 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>3 両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>4 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p>	<p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>1 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>	<p>各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>1 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。</p> <p>2 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>3 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>4 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p>	
西 東 京 市	さいたま市	さぬき市									
<p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取扱う。</p> <p>1 両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。</p> <p>2 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。</p> <p>3 両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。</p> <p>4 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。</p>	<p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <p>1 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。</p>	<p>各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <p>1 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。</p> <p>2 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。</p> <p>3 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。</p> <p>4 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。</p>									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">宗 像 市</th> <th style="width:25%;">東 か が わ 市</th> <th style="width:25%;">山 県 市</th> <th style="width:25%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>2市町の補助金については、過去の経緯、実績を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。</p> <p>1 2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。</p> <p>2 2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <p>1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう新市において調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、新市において調整する。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>1 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</p> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市		<p>2市町の補助金については、過去の経緯、実績を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。</p> <p>1 2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。</p> <p>2 2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。</p>	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <p>1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう新市において調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、新市において調整する。</p>	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>1 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</p>	
宗 像 市	東 か が わ 市	山 県 市									
<p>2市町の補助金については、過去の経緯、実績を踏まえつつ、その必要性や内容を検討したうえで、新市において調整を行う。</p> <p>1 2市町における同一又は同種の補助金制度については、原則として統合を図るものとし、新市の発足前に事前調整を図る。</p> <p>2 2市町における独自の補助金制度については、他の補助金制度との均衡を考慮しながら、その必要性や内容を検討する。</p>	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <p>1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう新市において調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、新市において調整する。</p>	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整するものとする。</p> <p>1 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。</p> <p>2 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。</p>									

議案第19号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	20	附属機関等の取扱いに関すること	関係項目				調整理由・課題
調整方針	1 同種の附属機関等については、統合するものとする。 2 6市町村独自に設置されている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。						
現 況							調整理由・課題
1 市町村の現況							
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	【調整理由】 ・附属機関等は、各市町村長が法律又は条例の規定に基づき、市町村の事務について有識者等の意見を聴取するために設置するもので、6市町村共通のものがあることから、同種のものについては、統合するものとする。 【課題】 ・新市に設置する附属機関等の委員構成にあたっては、市域全体の均衡を図る必要がある。 ・市町村独自に設置されている附属機関等の整備にあたっては、設置の経緯や地域の実情を踏まえ検討する必要がある。
総務企画部会	・渋川市情報公開審査会 ・渋川市個人情報保護審査会 ・渋川市防災会議 ・渋川市消防賞しゅつ金等審査委員会 ・渋川市特別職報酬等審議会 ・渋川市公務災害補償等審査会 ・渋川市公務災害補償等認定委員会 ・渋川市総合開発審議会 ・渋川市文化行政懇談会 ・渋川市男女共同参画推進懇談会 ・渋川市行政改革推進委員会	・伊香保町情報公開審査会 ・伊香保町個人情報保護審査会 ・伊香保町防災会議 ・伊香保町特別職報酬等審議会 ・伊香保町総合計画審議会	・小野上村防災会議 ・小野上村特別報酬等審議会 ・小野上村総合計画審議会	・子持村情報公開審査会 ・子持村防災会議 ・子持村特別報酬等審議会 ・子持村総合計画審議会	・赤城村情報公開審査会 ・赤城村個人情報保護審査会 ・赤城村防災会議 ・赤城村特別報酬等審議会 ・赤城村総合計画審議会	・北橋村情報公開審査会 ・北橋村防災会議 ・北橋村特別報酬等審議会 ・北橋村総合計画審議会 ・北橋村国際交流推進協議会 ・北橋村行政改革推進委員会 ・北橋村消防委員会	
住民部会	・渋川市国民健康保険運営協議会 ・渋川市環境審議会 ・渋川市交通対策協議会 ・渋川市環境衛生推進協議会	・伊香保町国民健康保険運営協議会 ・伊香保町交通対策協議会 ・伊香保町環境美化推進協議会	・小野上村国民健康保険運営協議会 ・小野上村交通対策協議会	・子持村国民健康保険運営協議会 ・子持村交通対策協議会	・赤城村国民健康保険運営協議会 ・産業廃棄物処理施設審議会 ・赤城村交通対策協議会	・北橋村国民健康保険運営協議会 ・北橋村交通対策協議会	
保健福祉部会	・渋川市民生委員推薦会 ・渋川市同和对策審議会 ・渋川福祉事務所老人ホーム入所判定委員会 ・渋川市高齢者保健福祉推進懇談会 ・渋川市高齢者交通安全推進委員会 ・渋川市健康づくり推進協議会 ・渋川市予防接種健康被害調査委員会	・伊香保町民生委員推薦会 ・伊香保町老人ホーム入所判定委員会 ・伊香保町高齢者サービスチーム ・伊香保町予防接種健康被害調査委員会	・小野上村民生委員推薦会 ・小野上村予防接種健康被害調査委員会	・子持村民生委員推薦会 ・子持村老人ホーム入所判定委員会 ・子持村健康づくり推進協議会 ・子持村予防接種健康被害調査委員会	・赤城村民生委員推薦会 ・赤城村老人ホーム入所判定委員会 ・赤城村健康づくり推進協議会 ・赤城村予防接種健康被害調査委員会	・北橋村民生委員推薦会 ・北橋村老人ホーム入所判定委員会 ・社会を明るくする運動北橋村実行委員会 ・北橋村高齢者サービスチーム ・北橋村健康づくり推進協議会 ・北橋村予防接種健康被害調査委員会	
産業経済部会	・渋川市農政審議会 ・渋川市農業経営改善計画認定審査会	・伊香保町農業振興地域整備促進協議会 ・伊香保町農業経営改善計画認定審査会	・小野上村農業振興地域整備促進協議会 ・小野上村農業経営・生産対策推進会議 ・小野上村農業経営改善支援センター	・子持村農業振興地域整備促進協議会 ・子持村農業経営改善計画認定審査会	・赤城村農業振興地域整備促進協議会 ・赤城村農業経営生産対策推進会議 ・赤城村農業経営改善計画認定審査会	・北橋村農業振興地域整備促進協議会 ・北橋村農業経営生産対策推進会議 ・北橋村農業経営改善計画認定審査会	

議案第19号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		20	附属機関等の取扱いに関すること			関係項目	現況		調整理由・課題
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市特別融資制度推進会議 ・渋川森林整備推進協議会 ・渋川市小口資金融資審査委員会 ・渋川市労働行政懇談会 ・渋川まちなか活性化研究会 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町中小企業融資促進審査委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村特別融資制度推進会議 ・小野上村学校給食地場産農産物利用促進協議会 ・小野上村小口資金融資斡旋審査委員会 ・小野上温泉事業運営委員会 ・小野上村交流促進セミナー事業運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村特別融資制度推進会議 ・子持村小口資金融資斡旋審査委員会 ・子持村勤労者協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村特別融資制度推進会議 ・赤城村学校給食県内産農作物等利用促進協議会 ・赤城村林業構造改善事業審議会 ・赤城家畜診療所運営委員会 ・赤城村小口資金融資斡旋審査委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村特別融資制度推進会議 ・北橋村学校給食県内産農作物等利用促進協議会 ・北橋村小口資金融資審査委員会 ・北橋村勤労者協議会 ・ぼんどうの湯運営委員会 			
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市都市計画審議会 ・渋川都市計画事業東部土地画整理審議会 ・渋川都市計画事業四ツ角周辺土地画整理審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町都市計画審議会 ・伊香保町土地開発事業審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村土地開発事業審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村都市計画審議会 		<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村都市計画審議会 ・北橋村土地利用対策審議会 			
上下水道部会			<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村水道事業運営委員会 			<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村水道事業運営委員会 			
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・渋川市奨学金貸与審査会 ・渋川市小学校、中学校特殊学級・特殊学校就学指導委員会 ・渋川市学校給食共同調理場運営委員会 ・渋川市社会教育委員会議 ・渋川市人権教育推進協議会 ・渋川市青少年問題協議会 ・渋川市青少年センター運営協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・渋川市公民館運営審議会 ・渋川市文化財調査委員会 ・渋川市立図書館協議会 ・渋川市スポーツ振興審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊香保町奨学金貸与審査会 ・伊香保町心身障害児就学指導委員会 ・伊香保町学校給食運営委員会 ・伊香保町社会教育委員会議 ・伊香保町青少年問題協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・伊香保町公民館運営審議会 ・伊香保町文化財調査委員会 ・徳富蘆花記念文学館運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小野上村心身障害児就学指導委員会 ・小野上村学校給食共同調理場運営委員会 ・小野上村社会教育委員会議 ・小野上村人権教育推進協議会 ・小野上村青少年問題協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・小野上村公民館運営審議会 ・小野上村文化財調査委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子持村奨学金貸与審査会 ・子持村心身障害児就学指導委員会 ・子持村学校給食共同調理場運営委員会 ・子持村社会教育委員会議 ・子持村人権教育推進協議会 ・子持村青少年問題協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・子持村公民館運営審議会 ・子持村文化財調査委員会 ・子持村スポーツ推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤城村心身障害児就学指導委員会 ・赤城村社会教育委員会議 ・赤城村人権教育推進協議会 ・赤城村青少年問題協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・赤城村公民館運営審議会 ・赤城村文化財調査保護審議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・北橋村心身障害児就学指導委員会 ・北橋村社会教育委員会議 ・北橋村人権教育推進協議会 ・北橋村青少年問題協議会 ・広域圏社会教育推進連絡協議会 ・北橋村公民館運営審議会 ・北橋村文化財調査委員会 ・北橋村図書館協議会 ・歴史民俗資料館運営審議会 ・北橋村スポーツ振興審議会 			

協議項目	20 附属機関等の取扱いに関すること	関係項目							
現 況			調整理由・課題						
<p>2 附属機関等とは 「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び市町村長等が市町村の事務について有識者等の意見を聴取するために設置した附属機関に準じるものをいう。</p>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【関係法令】 地方自治法（抄） （委員会・委員の設置） 第138条の4（第1項～第2項省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> </div>									
<p>3 先進地事例</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">新 居 浜 市</th> <th style="width: 33%;">さいたま市</th> <th style="width: 33%;">大 船 渡 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</td> <td style="padding: 5px;">諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。</td> <td style="padding: 5px;">両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				新 居 浜 市	さいたま市	大 船 渡 市	別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。	諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。	両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。
新 居 浜 市	さいたま市	大 船 渡 市							
別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。	諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。	両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">東 か が わ 市</th> <th style="width: 33%;">長 崎 市</th> <th style="width: 33%;">新 潟 市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。</td> <td style="padding: 5px;">合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。</td> <td style="padding: 5px;">黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				東 か が わ 市	長 崎 市	新 潟 市	附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。	合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。	黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。
東 か が わ 市	長 崎 市	新 潟 市							
附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。	合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。	黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。							